

令和8年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（内閣府地方創生推進事務局）

項目名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	
税目	所得税、法人税	
要望の内容	<p>【制度の概要】 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）の認定を受けた法人等が、当該認定を行った都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。</p> <p>（１）特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度（オフィス減税） （２）特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度（雇用促進税制）</p> <p>【要望の内容】 企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出等を図るため、地方における企業拠点の強化を促進する税制措置（地方拠点強化税制）の適用期限を延長（２年間）するとともに、以下の拡充を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オフィス減税の税額控除率等の引き上げ ・ オフィス減税の対象施設に中古物件の購入・改修を追加 <p>【関係条文】 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号、第十七条の二</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	推計中 百万円 （ ▲600 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

企業の事務所、研究所、研修所の東京 23 区から地方への全部又は一部移転や、地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用の創出等を図る。

(2) 施策の必要性

地方における雇用創出等を促進するためには、関係施策を総動員し、総合的に取り組んでいく必要がある。その中でも本税制は、企業に対してインセンティブを高めることで、地方移転や地方拠点の強化の経営判断を促し、地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワークやリモートワークなどが定着してきた企業においては、企業の機能の全てを東京 23 区や首都圏に置く必要性は減少するとともに、多様な働き方導入による従業員のワークライフバランス向上や、近年頻発する自然災害等への BCP 対策へのメリット等が浸透しつつある。

こうした背景から、民間調査機関によれば、令和 6 年度の首都圏からの転出企業数は 4 年連続で年間 300 社を超え 363 社となった一方、地方から首都圏への本社移転は前年に比べて減少傾向が見られ、結果として首都圏企業は 4 年連続で転出超過を記録しており、地方移転の動きが一段と強まっている。

政府としても地方創生 2.0 基本構想において、「過度な東京一極集中は、深刻な交通渋滞や住環境の悪化、災害等のリスクもあり、東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散が重要である」として、企業の地方への移転・拡充の必要性を重視しているところ。

一方、東京圏は転入者数が転出者数を上回る「転入超過」傾向が長らく続いており、転入超過数の大半を 10 代後半及び 20 代の若者が占めていることから、就職等が一つのきっかけとなっていると推察される。また、男女別では女性の転入超過数が男性を上回って推移しており、女性・若者にとって魅力ある雇用を地方で増やし、若者や女性にも選ばれる地方をつくることは、地域への人の流れをつくる観点から急務となっている。

令和 6 年度の税制改正により、若者・女性にとって魅力ある雇用創出を促すため、対象となる事務所に商業事業部門の一部及びサービス事業部門の一部を追加するなど拡充を行い、令和 7 年 6 月末時点で商業事業部門の一部（10 件）、サービス事業部門（4 件）の認定を行ったところ。

企業の地方移転・拡充への意識の高まりを衰えさせることなく、企業の本社機能の移転・拡充を進め、地方に魅力ある雇用環境の創出し、地方への人の流れを作るためには、税制の適用を 2 年間延長するとともに、企業へのインセンティブを高めることが必要である。

整備計画の認定事業者に対して行ったアンケートでは、本税制に対する改善要望として高かったのが「税額控除率・減価償却率の増加」、「中古物件の購入・改修費用の対象化」となっている。企業の移転検討の阻害要因として「財政的余裕がないこと」が上位であることから、税額控除率等の引上げ及び中古物件の対象化により、企業の地方移転・拡充へのインセンティブを高め、移転・拡充に向けた経営層の意思決定を促すことが期待される。

	<p>(以下参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方創生 2.0 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)」 <p>「地方は過疎化が進むとともに、過度な東京圏への一極集中により、地方から東京圏に人口が流出し、地域コミュニティや地域経済の持続可能性に悪影響を与えている。また、東京圏においても、住宅価格や賃料の高騰、長時間通勤など、過密の進行に伴う弊害や、大規模災害リスクの可能性が指摘されている。国全体の持続的な発展のため、東京一極集中の是正に向けた人や企業の地方分散を図る。」</p> <p>「地方での雇用や、地方への新たな人や資金の流れを創出するため、域外からの本社機能の移転・拡充を促す地方拠点強化税制について、制度の活用促進などによる環境整備や、制度を補完する地方公共団体等の好事例の普遍化と併せ、活用実績等の分析を踏まえた制度の見直しを検討する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経済財政運営と改革の基本方針 2025 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)」 <p>「人の流れを創出・拡大するため、若者を始め、地方移住を促す取組を強化するとともに、税制の活用も含めた環境整備による企業の地方移転や拠点拡充、産官学金労言士の連携による地域密着型企業の立ち上げ、地域おこし協力隊による人材確保の取組を促進する。関係人口の拡大や二地域居住の促進に向け、ふるさと住民登録制度の創設、第 2 のふるさとづくり・ワーケーション推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。」</p>
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 6 地方創生 施策 6 地方創生に関する施策の推進
		政策の達成目標	企業の本社機能を有する事務所等の東京 23 区から地方への移転又は地方拠点の拡充を通じて、地方において雇用を創出する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（2 年間）
		同上の期間中の達成目標	・地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計（2015～2027 年度累計）：4 万人
		政策目標の達成状況	<p>目標達成年限（2027 年度）まで 2 年を残して既に目標の 8 割以上を達成しており、従前の進捗状況を踏まえれば、目標達成は可能であると考えられる。</p> <p>他方で、足元の経済情勢の先行きの見通しが不透明な状況下において、何も措置を講じなければ企業の動きが鈍化してしまう懸念もある。企業の地方移転等をさらに促進し、目標を達成するためには、延長を前提として、状況に応じた制度の見直しが必要である。</p>

		<p style="text-align: center;">＜整備計画の認定状況等（令和7年6月末時点）＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 5%;">平成 27年 度</th> <th style="width: 5%;">平成 28年 度</th> <th style="width: 5%;">平成 29年 度</th> <th style="width: 5%;">平成 30年 度</th> <th style="width: 5%;">令和 元年 度</th> <th style="width: 5%;">令和2 年度</th> <th style="width: 5%;">令和3 年度</th> <th style="width: 5%;">令和4 年度</th> <th style="width: 5%;">令和5 年度</th> <th style="width: 5%;">令和6 年度</th> <th style="width: 5%;">令和7 年度</th> <th style="width: 5%;">累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備 計画数</td> <td>77件</td> <td>79件</td> <td>71件</td> <td>101件</td> <td>76件</td> <td>70件</td> <td>68件</td> <td>83件</td> <td>73件</td> <td>65件</td> <td>16件</td> <td>779件</td> </tr> <tr> <td>認定整備 計画にお ける雇用 創出数</td> <td>4,421 人</td> <td>3,214 人</td> <td>2,793 人</td> <td>3,499 人</td> <td>1,344 人</td> <td>3,122 人</td> <td>5,815 人</td> <td>2,180 人</td> <td>4,424 人</td> <td>1,562 人</td> <td>678 人</td> <td>33,052 人</td> </tr> </tbody> </table>													平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年 度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	累計	認定整備 計画数	77件	79件	71件	101件	76件	70件	68件	83件	73件	65件	16件	779件	認定整備 計画にお ける雇用 創出数	4,421 人	3,214 人	2,793 人	3,499 人	1,344 人	3,122 人	5,815 人	2,180 人	4,424 人	1,562 人	678 人	33,052 人
	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年 度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	累計																																								
認定整備 計画数	77件	79件	71件	101件	76件	70件	68件	83件	73件	65件	16件	779件																																								
認定整備 計画にお ける雇用 創出数	4,421 人	3,214 人	2,793 人	3,499 人	1,344 人	3,122 人	5,815 人	2,180 人	4,424 人	1,562 人	678 人	33,052 人																																								
		※令和7年度は4～6月の3か月分																																																		
有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	—																																																		
	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	<p>企業が地方移転を検討する際の阻害要因として、「財務的余裕がない」「社員の移住や移転の規模が大きい」を挙げる企業が多く（※出典：経済産業省関東経済産業局（令和3年4月実施））、企業の地方移転はこうした様々な要素を総合的に勘案した経営判断により決定されると考えられる。その重要な判断材料のひとつとして、本税制によりインセンティブを高めることで、企業の地方移転等に向けた企業の経営判断を後押しすることにつながる。</p> <p>したがって、本制度の延長を前提に、足下の状況にあわせた制度見直しを図ることで、企業の地方移転等に対するインセンティブが向上し、実際の企業行動（地方移転等）を促進することで、地方における雇用創出を実現する。</p>																																																		
相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	<p>地域再生法に基づき、都道府県知事から整備計画の認定を受けた法人等に対して、当該整備計画に従って新設等した特定業務施設において実施する事業に係る事業税、特定業務施設に係る不動産取得税等について、地方公共団体が不均一課税等を実施している。</p>																																																		
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—																																																		
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—																																																		
	要望の措置 の妥当性	<p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。</p>																																																		

			<p>本税制が対象とする企業の地方移転等は、都道府県が策定し国が認定する地域再生計画に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する整備計画に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該整備計画に基づく企業の地方移転等を国が後押しすることは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当であり、採択時期や予算額によって対象が制限される補助金に比べると、より公平な措置である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○オフィス減税 【令和3年度】 適用事業者数：26件 損金算入額：358,604千円 税額控除額：1,294,477千円</p> <p>【令和4年度】 適用事業者数：34件 損金算入額：346,412千円 税額控除額：933,437千円</p> <p>【令和5年度】 適用事業者数：35件 損金算入額：1,421,226千円 税額控除額：649,024千円</p> <p>【令和6年度】 適用事業者数：推計中 損金算入額：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>【令和7年度】 適用事業者数：推計中 損金算入額：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>○雇用促進税制 【令和3年度】 適用事業者数：4件 税額控除額：3,036千円</p> <p>【令和4年度】 適用事業者数：8件 税額控除額：11,293千円</p> <p>【令和5年度】 適用事業者数：6件 税額控除額：9,979千円</p> <p>【令和6年度】 適用事業者数：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>【令和7年度】 適用事業者数：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>※出典（令和5年度まで）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、（令和6年度以降）推計中</p>	<p>○オフィス減税 【令和3年度】 適用事業者数：26件 損金算入額：358,604千円 税額控除額：1,294,477千円</p> <p>【令和4年度】 適用事業者数：34件 損金算入額：346,412千円 税額控除額：933,437千円</p> <p>【令和5年度】 適用事業者数：35件 損金算入額：1,421,226千円 税額控除額：649,024千円</p> <p>【令和6年度】 適用事業者数：推計中 損金算入額：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>【令和7年度】 適用事業者数：推計中 損金算入額：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>○雇用促進税制 【令和3年度】 適用事業者数：4件 税額控除額：3,036千円</p> <p>【令和4年度】 適用事業者数：8件 税額控除額：11,293千円</p> <p>【令和5年度】 適用事業者数：6件 税額控除額：9,979千円</p> <p>【令和6年度】 適用事業者数：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>【令和7年度】 適用事業者数：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>※出典（令和5年度まで）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、（令和6年度以降）推計中</p>
		<p>租特透明化法に基づく</p>	<p>○オフィス減税（国税のみ） 【令和5年度】</p>

	適用実態 調査結果	<p>① 租特の条項：42の11の3（旧68の15）</p> <p>② 適用件数：35件</p> <p>③ 損金算入額（適用件数）：1,421,226千円（10件）</p> <p>④ 税額控除額（適用件数）：649,024千円（25件）</p> <p>○雇用促進税制（国税のみ）</p> <p>【令和5年度】</p> <p>① 租特の条項：42の12（旧68の15の2）</p> <p>② 適用件数：6件</p> <p>③ 税額控除額：9,979千円</p>
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>地方における雇用創出を図るためには、関連施策を総動員して、総合的に取り組む必要がある。その中でも本税制は、地方移転や地方拠点の強化を検討する企業に対して、インセンティブを高めるという形でその経営判断を促すことによって、企業の地方移転や拠点強化を実現し、それによって地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。</p> <p>本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画については、平成27年10月から令和7年6月末までに、779件が都道府県に認定されている。また当該計画に基づいて、33,052人の雇用が地方において創出されることが見込まれる。雇用創出数は年度平均（令和6年度まで）で3,232人と、地方における雇用創出に着実な進展が見られる。</p> <p>このことから、本税制が政策目的の達成のために有効に機能していることが見て取れる。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>■地方拠点強化税制等による本社機能の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計 4万人（2015年度～2027年度累計）</p> <p>■東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計 40万人（2015年度～2024年度累計）</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>地方拠点強化税制等による本社機能の移転・拡充に伴う従業員増加数は、目標年である2027年度に向けて順調に推移しており、現時点で年限まで約3年を残して目標の約8割を達成しており、従前の進捗状況を踏まえれば、目標達成は可能であると考えられる。</p> <p>なお、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計は、令和6年6月時点の推計値ではあるが、448,282人となっており、目標を達成していると考えられる。他方で、何も措置を講じなければ企業の動きが鈍化してしまう懸念もある。企業の地方移転等をさらに促進し、目標を達成するためには、延長を前提として、状況に応じた制度の見直しが必要である。</p>
これまでの要望経緯		<p>○平成27年度税制改正要望</p> <p>まち・ひと・しごと創生本部事務局からの要請により、地方における企業拠点の機能強化等のための措置として内閣府、経済産業省、厚生労働省で創設を要望。本件を含む地域再生法の改正法が平成27年6月19日成立、平成27年8月10日施行。</p> <p>○平成28年度税制改正要望</p> <p>同一事業年度において、雇用促進税制と所得拡大促進税制を併用できるよう要望。</p>

	<p>○平成 29 年度税制改正要望 オフィス減税の税額控除率を平成 28 年度までと同水準（移転型事業：7%、拡充型事業：4%）に維持することに加え、UIJ ターンの促進等に資する雇用促進税制の拡充を要望。</p> <p>○平成 30 年度税制改正要望 適用期間の延長（2 年間）とともに、移転型事業における対象地域への近畿・中部圏中心部の追加、計画認定時の雇用者数要件の緩和等を要望。</p> <p>○令和 2 年度税制改正要望 適用期間の延長（2 年間）とともに、雇用促進税制の税額控除額の拡充、適用要件の緩和等を要望。</p> <p>○令和 4 年度税制改正要望 適用期間の延長（2 年間）とともに、情報サービス事業部門の追加、適用要件の緩和等を要望。</p> <p>○令和 6 年度税制改正要望 適用期間の延長（2 年間）とともに、対象施設への子育て施設を追加や対象部門の追加、適用要件の緩和等を要望。</p>
--	--

令和8年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府地方創生推進事務局）

項 目 名	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に基づき、中山間地域等の集落生活圏内において、地域における雇用機会の創出や生活サービスの提供のために小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対し、個人が出資する場合、出資額から一定額を除いた額を総所得金額から控除（寄付金控除）する特例措置について、令和8年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする2年間の延長を行う。		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）
	（改正増減収額）	（	— 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 人口減少や雇用状況の特に厳しい中山間地域等において、必要な生活サービス機能を維持・確保し、併せて地域における仕事・収入を確保するための取組を行う組織である地域運営組織の形成及び持続的な運営や、地域での雇用創出に向けて、小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域住民をはじめとした、個人からの志ある資金を広く調達することを促進して、中山間地域等における小さな拠点の形成を促進し、地域再生の推進を図る。		
	(2) 施策の必要性 急激な人口減少や高齢化により、地域社会や経済の維持が一層困難になることが見込まれる中山間地域等における地域経済の活性化、生活サービス機能の維持・確保、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するために、地域再生法に基づき、地域再生に資する事業を行う株式会社に対して、税制上の特例措置によるインセンティブを付与する必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策6 地方創生 施策6 地方創生に関する施策の推進
		政策の達成目標	将来にわたって「活力ある地域社会」の実現、「東京圏への一極集中」の是正』『特区制度により規制改革を促し、また、地域の再生とまちづくりを活性化する』
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和8年度～令和9年度）
		同上の期間中の達成目標	計画期間が終了した認定地域再生計画に関する調査において、目標達成状況を「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合：70.0%
		政策目標の達成状況	認定地域再生計画に記載された目標の達成状況は「目標を上回っている」及び「目標どおり」を合わせて47.6%（令和5年度）となっている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家の投資への税制上のインセンティブを付与することは、広く個人投資家からの投資を促進することで、株式会社の経営基盤強化にもつながり、地域の再生へと還元される取組として有効なものと考えられる。 また、本特例措置により、地域再生活動を担う法人の活動が促進され、当該法人の活動が活発化することによる税収増が見込まれるだけでなく、本来であれば、地方公共団体等が自身で対応しなければならない公益性の高い地域再生事業について、住民等の個人からの志ある出資による民間法人による実施が可能となり、特に急激な人口減少・高齢化にある中山間地域等において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家による投資への税制上のインセンティブを付与するものであり、自主的・自立的な地域の活力の再生を促すものであることから、地域再生制度の趣旨に見合うものとして妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	適用実績3件 ※租税特別措置に係る地域再生計画の認定は6件（平成29年2月1件、平成29年6月1件、平成30年8月1件、平成31年3月1件、令和2年3月1件、令和3年3月1件）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合：70%
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成29年度42.2%、平成30年度48.7%、令和元年度49.7%、令和2年度43.1%、令和3年度52.3%、令和4年度48.0%、令和5年度47.6%という状況である。コロナ禍もあり一時的な割合の低下は見られたものの、目標値としては妥当であると考えことから、引き続き地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合：70%を目標として情報発信等に努めているところである。
	これまでの要望経緯	○平成24年度：創設 ○平成26年度：延長（2年間） ○平成28年度：延長（2年間）、対象事業の見直し ○平成30年度：延長（2年間） ○令和2年度：延長（2年間）、出資上限引下げ、書類見直し ○令和4年度：延長（2年間） ○令和6年度：延長（2年間）、申請手続きの簡素化	

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(内閣府地方創生推進事務局)

項 目 名	国家戦略特区における所得控除制度の延長	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<p><現行制度の概要> 国家戦略特別区内の設立 5 年未満の法人の所得の18%を課税所得から控除できる措置 ・対象事業：国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。 ・対象分野：医療、一定のIoT※ ※ 一定のIoT：インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業</p> <p>・主な法人指定要件 ① 指定期限：令和 8 年 3 月 31 日 ② 設立時期：特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が 5 年未満 ③ 事業要件：専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと ④ 区域要件：特区内に本店又は主たる事務所を有すること</p> <p><要望内容> 国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条において、法人の指定期限が令和 8 年 3 月 31 日となっており、この指定期限を 2 年間延長し、令和10年 3 月 31 日までとする。</p> <p><関係条文> ・国家戦略特別区域法第27条の 3 ・国家戦略特別区域法施行規則第11条の 2、第11条の 3 ・租税特別措置法第61条 ・租税特別措置法施行令第37条 ・租税特別措置法施行規則第21条の18 ・地方税法第 23 条第 4 項、第 72 条の 23 第 1 項、第 292 条第 1 項第 4 号</p>	
	平年度の減収見込額	— 百万円
	(制度自体の減収額)	(▲ 0 百万円)
	(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・ 拡充又は 延長を 必要とする 理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれている。これまでも、特区の特例を活用して特区内で創業する4つの事業が適用され、産業の国際競争力の強化等につながる事業が実施されている。</p> <p>また、国家戦略特区については、近年、以下のとおり、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定するとともに、IoTや医療の分野を含む新たな起業やイノベーションを促す取組を開始している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月に、共通の課題を有する地域間で連携して規制・制度改革を進める地方創生の新たな取組である「連携“絆”特区」として2区域（宮城県・熊本県、福島県・長崎県）を新たに指定し、外国人材による起業等イノベーションの創出や新技術を活用した新産業の創出を目指す取組が開始されている。 ・令和6年6月に、金融・資産運用特区の1つとして、北海道を新たに指定し、GX産業やデジタル産業の集積やアジア・世界の金融センターの実現を目指し、国内外から資金・人材等と呼び込み、スタートアップの創出・育成等を図る取組が開始されている。 ・令和7年7月に、成田空港の機能強化を契機として、千葉県全域を追加指定し、国際的なビジネス環境の創出やライフサイエンス（創薬・医療機器等）分野を含む起業等イノベーションの促進等の取組が開始されている。 <p>また、上記以外の特区域においても、国家戦略特区法に基づき外国人を含む起業・開業を促進するための開業ワンストップセンターが新たに設置されるなど、スタートアップの創出を促進する取組が拡大している。</p> <p>これら新たに指定された特区等における取組を含む特区制度については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）や「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月閣議決定）において、国の果たすべき役割として、その運用を抜本的に強化し、地方の課題を起点とする大胆な規制・制度改革を推進することとしており、新たな規制・制度改革を実現するための調査事業や利子補給金等の予算・金融措置も含め、地域のチャレンジを徹底して後押ししていくこととしている。</p> <p>さらに、「対日直接投資促進プログラム2025」（令和7年6月対日直接投資推進会議決定）においては、外国企業も視野に入れた産業立地・企業誘致によって地方創生を進めるため、特区制度の活用・見直しにより、規制・制度改革とファイナンス面での支援を一体的に講ずることとしている。また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改定版」（令和7年6月閣議決定）においては、スタートアップ等のエンジニアビザについて、ニーズを踏</p>
-----------------------------------	---

		<p>まえた使い勝手の良い制度とする観点から見直しも視野に対象範囲の拡大・活用促進の検討を進めることとしている。</p> <p>これらを踏まえ、規制・制度改革や予算・金融措置と一体となって、産業の国際競争力の強化等に資するスタートアップ企業等による革新的な事業への投資を促進する手段として、国家戦略特区における所得控除制度の延長措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>施策6 地方創生 政策6 地方創生に関する施策の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。</p> <p>（国家戦略特区制度の目標） 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>国家戦略特別区域制度に基づき、現在16の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を十分に活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進を図るため、各指定区域において区域方針をそれぞれ定め、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を定めるとともに、区域方針に係る目標を設定し取り組んでいる。</p> <p>本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域の区域方針に定める目標を掲げることとする。</p> <p>【福岡市・北九州市】 雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業</p>

		<p>の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大を図る。</p> <p>【仙台市】 女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。</p> <p>【大阪府・大阪市】 スーパーシティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030年頃の実現される未来社会を先行実現することを目指す。 2025年大阪・関西万博の開催地である「夢洲」、都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、万博のレガシーの継承を含め、「空飛ぶクルマ」の社会実装や先端国際医療の提供、リアルとデジタルが融合した未来の公園等の先端的サービスの実装を進める。あわせて、これら以外のフィールドにおいても官民一体となって先端的サービスが継続的に創出される仕組みを構築し、その社会実装に結びつける好循環を実現する。</p> <p>なお、これまで適用実績がない又は現時点において今後の見込み事業のない区域であっても、国家戦略特別区域方針の目標に向けた事業を実施する際は、各区域方針に定める目標を達成目標としていく。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め166件となっており、長年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している16の区域において、令和7年8月時点で合計513もの事業が、それぞれ282回、66回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。</p> <p>本税制措置においては、制度創設以降から令和7年8月時点までに1指定区域（1市）において、4事業（現在適用中の2事業を含む。）が適用されてきた。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第12条に基づき認定区域計画の進捗状況について定期的に評価を行うこととしている。このため、適用事業（整備済みの事業）の実施状況については、「令和6年度国家戦略特別区域の評価」に基づき達成状況を見ている。</p> <p>なお、区域方針で定める目標は定性的な目標設定であることから、政策目標の達成状況を把握していくため、参考として本税制</p>

			<p>措置を適用する特定事業の実施地域であって区域を構成する自治体が別途定める政策目標などのうち、区域方針の目標にも合致するものを引用する。</p> <p>【福岡市・北九州市】 ○うち福岡市の事業</p> <table border="1" data-bbox="564 407 1490 533"> <tr> <th>事業</th> <th>事業数</th> <th>令和6年度末の事業状況</th> </tr> <tr> <td>IoT製品開発事業</td> <td>4事業</td> <td>2事業は製品化 2事業は製品開発を実施中</td> </tr> </table> <p>上記事業によって、福岡市が別途掲げている以下の政策目標に寄与するとともに、特区区域の福岡市・北九州市の区域方針の目標に貢献している。</p> <table border="1" data-bbox="564 701 1490 1240"> <tr> <th>福岡市の政策目標</th> <th>福岡市・北九州市の区域方針の目標</th> <th>対象事業</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・時価評価額100億円規模のスタートアップ創出数（2025年度から2028年度の4年間） 10社以上 ・新設事業所数 2021年度 1,972事業所 → 2028年度 2,000事業所 </td> <td>雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進。</td> <td>IoT製品開発事業：4事業</td> </tr> </table> <p>※当該目標は、国家戦略特区の規制の特例を受けない事業者も含まれる。</p> <p><課税の特例による効果> 課税の特例を活用することで製品化が図られており、福岡市が掲げている政策目標に寄与するとともに、特区区域目標に貢献している。</p>	事業	事業数	令和6年度末の事業状況	IoT製品開発事業	4事業	2事業は製品化 2事業は製品開発を実施中	福岡市の政策目標	福岡市・北九州市の区域方針の目標	対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・時価評価額100億円規模のスタートアップ創出数（2025年度から2028年度の4年間） 10社以上 ・新設事業所数 2021年度 1,972事業所 → 2028年度 2,000事業所 	雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進。	IoT製品開発事業：4事業
事業	事業数	令和6年度末の事業状況													
IoT製品開発事業	4事業	2事業は製品化 2事業は製品開発を実施中													
福岡市の政策目標	福岡市・北九州市の区域方針の目標	対象事業													
<ul style="list-style-type: none"> ・時価評価額100億円規模のスタートアップ創出数（2025年度から2028年度の4年間） 10社以上 ・新設事業所数 2021年度 1,972事業所 → 2028年度 2,000事業所 	雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進。	IoT製品開発事業：4事業													
	有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>（適用見込件数） 令和7年度：2件 令和8年度以降：2件</p> <p>上記見込は、既に事業実施計画の大臣確認を行っている事業について記載している。加えて、令和7年度以降は上記法人を含め、現時点で10件以上の適用が見込まれる。</p>	<p>本税制措置については、国家戦略特区内の優良な企業の事業を後押しすることで、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大が見込まれ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効性が認められる。</p>												

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特区エンジェル税制 認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生 2.0 特区推進事業 令和 7 年度予算額 80 百万円 令和 8 年度要求額 810 百万円 ・ 国家戦略特区支援利子補給金 令和 7 年度予算額 14 百万円 地方創生支援利子補給金（仮称）令和 8 年度要求額 636 百万円の内数
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>「地方創生2.0特区推進事業」は新たな規制・制度改革の実現（規制の特例措置の創設等）のために必要となる調査・実証等を推進するもの。</p> <p>また、利子補給金は、先駆的な研究開発や革新的な事業等を金融面から支援するもの。</p> <p>一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業の事業実施主体のニーズに合わせ、特区内で事業を行う設立後5年以内の法人が行う、認定区域計画に定める規制の特例措置が重要な役割を果たす革新的な事業を後押しするもの。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本税制措置は、国家戦略特区における我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成につながる、国家戦略特区制度の特例措置を適用して、革新的な取組を行う事業者の取組を促進し、特区目標の達成に資する国際競争力の強化等につながる取組を推進していくものであることから、本税制措置の延長措置を講ずることは妥当性がある。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域法施行規則に定められた産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる革新的な取組を行う特定事業であって特区目標に資する事業に限定されており、必要最小限の措置である。</p> <p>また、国家戦略特区については、近年、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定（令和6年6月に連携“絆”特区2区域（宮城県・熊本県、福島県・長崎県）、金融・資産運用特区の1つとして北海道を指定、令和7年7月に千葉県全域を追加指定）するとともに、IoTや医療の分野を含む新たな起業やイノベーションを促す取組が開始されており、また、それ以外の特区域においても、国家戦略特区法に基づき外国人を含む起業・開業を促進するための開業ワンストップセンターが新たに設置されるなど、スタートアップの創出を促進する取組が拡大していることから、こうした取組のインセンティブとなる当該制度の存置が必要である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>令和3年度 認定計画に定められた事業数：2事業 ※¹ 適用法人数：2法人 減収額258.2千円</p> <p>令和4年度 認定計画に定められた事業数：1事業 適用法人数：1法人 減収額：256.6千円</p> <p>令和5年度 認定計画に定められた事業数：1事業 適用法人数：1法人 減収額121.5千円</p> <p>令和6年度 認定計画に定められた事業数：2事業 適用法人数：2法人 減収額(見込み)3,592.6千円</p> <p>※¹ 令和元年度、令和2年度の決算結果により適用がなく、令和3年度もその影響で所得控除していない法人があった。 ※² 出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書(令和7年2月国会提出)」 ※³ 令和6年度適用額見込は各特区自治体からの回答結果による。</p>
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>① 租税特別措置法の条項：第61条</p> <p>② 適用件数 令和3年度：2件 ※ 令和4年度：1件 令和5年度：1件</p> <p>③ 適用額 令和3年度：4,166千円 令和4年度：4,143千円 令和5年度：1,962千円</p> <p>※令和元年度、令和2年度の決算結果により適用がなく、令和3年度もその影響で所得控除していない法人があった。</p>
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>租税特別措置により、国家戦略特区内において、国家戦略特区制度の特例措置を活用して、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成に資する革新的な取り組みを促進させていくためのものであり、これら革新的な事業を行う民間事業者の取り組みが促進されることで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達してい</p>	<p>これまで4件の事業について適用され、革新的な取組としてIoT分野における研究・製品開発が行われている。このうち2事業については製品化が図られ、2事業については、製品開発が現在進められており、事業者が所在する特区区域「福岡市・北九州市」の目標である、「雇用条件の明確化及び高年齢者の就</p>

	ない場合の理由	業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進」のうち海外からの創業人材の呼び込みと新規事業の創出等が図られ、その結果、地域活性化の実現につながっている。
これまでの要望経緯		平成 28 年度:創設 平成 30 年度:延長 令和 2 年度:見直しの上、延長 令和 4 年度:見直しの上、延長 令和 6 年度:見直しの上、延長

(内閣府地方創生推進事務局)

項 目 名	国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p><現行制度の概要> 国家戦略特別区域法第27条の5に基づき、認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 控除額：取得に要した金額(8百万円が限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額 ・ 適用期限：令和8年3月31日 ・ 適用対象：適用期限までに発行される株式を払込みにより取得した一定の個人 ・ 会社要件：(1) 小規模企業(おおむね従業員が20人(商業又はサービス業は5人以下)) <ul style="list-style-type: none"> ① 設立後、3年未満のスタートアップ企業等 かつ ② 一定の雇用増加、売上高営業利益率2%以下 など (2) 農業・医療・バイオ分野の中小企業 <ul style="list-style-type: none"> ① 設立後、5年未満のスタートアップ企業等 かつ ② 売上高営業利益率2%以下 など <p><要望内容> 租税特別措置法第41条の18の4において令和8年3月31日が対象株式発行の適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする。</p> <p><関係条文></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域法第27条の5 ・ 国家戦略特別区域法施行規則第13条、第14条 ・ 租税特別措置法第41条の18の4 ・ 租税特別措置法施行令第26条の28の3 ・ 租税特別措置法施行規則第19条の10の6 		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	(制度自体の減収額)	(— 百万円)
	(改正増減収額)	(— 百万円)

(1) 政策目的

大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(2) 施策の必要性

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれている。これまでも、本税制措置を適用し、2つの区域において3つの特定事業が取り組まれており、産業の国際競争力の強化等や雇用につながる事業が実施されている。

また、国家戦略特区については、近年、以下のとおり、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定するとともに、新たな起業やイノベーションを促す取組を開始している。

- ・令和6年6月に、共通の課題を有する地域間で連携して規制・制度改革を進める地方創生の新たな取組である「連携“絆”特区」として2区域（宮城県・熊本県、福島県・長崎県）を新たに指定し、外国人材による起業等イノベーションの創出や新技術を活用した新産業の創出を目指す取組が開始されている。
- ・令和6年6月に、金融・資産運用特区の1つとして、北海道を新たに指定し、GX産業やデジタル産業の集積やアジア・世界の金融センターの実現を目指し、国内外から資金・人材等を呼び込み、スタートアップの創出・育成等を図る取組が開始されている。
- ・令和7年7月に、成田空港の機能強化を契機として、千葉県全域を追加指定し、国際的なビジネス環境の創出やライフサイエンス（創薬・医療機器等）分野を含む起業等イノベーションの促進等の取組が開始されている。

また、上記以外の特区域においても、国家戦略特区法に基づき外国人を含む起業・開業を促進するための開業ワンストップセンターが新たに設置されるなど、スタートアップの創出を促進する取組が拡大している。

これら新たに指定された特区等における取組を含む特区制度については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）や「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月閣議決定）において、国の果たすべき役割として、その運用を抜本的に強化し、地方の課題を起点とする大胆な規制・制度改革を推進することとしており、新たな規制・制度改革を実現するための調査事業や利子補給金等の予算・金融措置も含め、地域のチャレンジを徹底して後押ししていくこととしている。

さらに、「対日直接投資促進プログラム2025」（令和7年6月対日直接投資推進会議決定）においては、外国企業も視野に入れた産業立地・企業誘致によって地方創生を進めるため、特区制度の活用・見直しにより、規制・制度改革とファイナンス面での支援を一体的に講ずることとしている。また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改定版」（令和7年6月閣議決定）においては、スタートアップ等のエンジニアビザについて、ニーズを踏

		<p>まえた使い勝手の良い制度とする観点から見直しも視野に対象範囲の拡大・活用促進の検討を進めることとしている。</p> <p>これらを踏まえ、規制・制度改革や予算・金融措置と一体となって、産業の国際競争力の強化等につながる中小スタートアップ企業等による取組を促進する手段として、国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策6 地方創生 施策6 地方創生に関する施策の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。</p> <p>（国家戦略特区制度の目標） 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>国家戦略特別区域制度に基づき、現在16の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を十分に活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進を図るため、各指定区域において区域方針をそれぞれ定め、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を定めるとともに、区域方針に係る目標を設定し取り組んでいる。</p> <p>本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域の区域方針に定める目標を掲げることとする。</p> <p>【福岡市・北九州市】 雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人や企業、資金等呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る。</p> <p>【仙台市】</p>

		<p>女性、若者、シニアが主導するソーシャルイノベーション(社会起業)を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、座学連携のもと、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。</p> <p>【愛知県】 自動車・航空宇宙等の国内最大のモノづくりの集積地として、教育・雇用分野における規制改革を通じた産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中核拠点を形成する。併せて、農業分野においても農地の流動化、耕作放棄地の解消等を図ることにより、第一次産業も含めた総合的な規制・制度改革を実現する。</p> <p>【つくば市】 スーパーシティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030年頃の実現される未来社会を先行実現することを目指す。 大学や研究機関の研究開発の成果や多様な人材を生かし、産学官連携の下、移動・物流、健康・医療、まちづくり、行政手続等幅広い分野におけるデジタル技術を活用したイノベーションを実現し、高齢者、こども、外国人、障害者を含め「誰一人取り残さない」包摂的な社会のモデルを構築する。 その際、デジタル技術により誰もが政策に声を届けることのできる仕組みを構築し、住民と住民、住民と行政のつながりを深化させ、地域の課題解決に資する先端的サービスを順次社会に実装し、そのノウハウから新たなイノベーションを次々と実現するエコシステムを形成する。</p> <p>なお、これまで適用実績がない又は現時点において今後の見込み事業のない区域であっても、国家戦略特別区域方針の目標に向けた事業を実施する際は、各区域方針に定める目標を達成目標としていく。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>本税制措置においては、制度創設以降から令和7年8月時点までに2指定区域(1県1市)において、3事業が適用されてきた。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第12条に基づき認定区域計画の進捗状況について定期的に評価を行うこととしている。このため、適用事業(整備済みの事業)の実施状況については、「令和6年度国家戦略特別区域の評価」に基づき達成状況を見ている。</p> <p>なお、区域方針で定める目標は定性的な目標設定であることから、政策目標の達成状況を把握していくため、参考として本税制措置を適用する特定事業の実施地域であって区域を構成する自治体が別途定める政策目標などのうち、区域方針の目標にも合致するものを引用する。また、本税制措置の適用事業は、必ず事業実施計画を作成することから、これら計画に沿った取</p>

組が行われ、実施地域の特区の目標への貢献状況などを把握する。

【仙台市】

事業	事業数	令和6年度末の事業状況
観光拠点事業	1事業	観光拠点を活用した飲食・物販事業や観光資源活用、地域おこしのための新規事業者を支援。

上記事業によって、仙台市が別途掲げている以下の政策目標に寄与するとともに、特区区域仙台市の区域方針の目標に貢献している。

仙台市の政策目標	仙台市の区域方針の目標	対象事業
従来の手法にとられない「新たな仙台観光」を目指し、「ひとが輝く舞台となるまち」を推進。	女性、若者、シニアが主導するソーシャルイノベーション(社会起業)を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、座学連携のもと、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。	観光拠点事業：1事業

【愛知県】

事業	事業数	令和6年度末の事業状況
障害者アート発信拠点事業	1事業	芸術産業の国際的な経済活動拠点を整備し、障がい者の社会活動の推進、新たな産業の創出及び雇用の促進を推進。
インド建設人材還流プラットフォーム形成事業	1事業	国際的な経済活動の拠点の形成を図るとともに、日本の職人技術・文化を集積させることで、建設産業の国際競争力の強化を推進。

上記事業によって、愛知県が別途掲げている以下の政策目標に寄与するとともに、特区区域愛知県の区域方針の目標に貢献している。

愛知県の政策目標	愛知県の区域方針の目標	対象事業
産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中	自動車・航空宇宙等の国内最大のモノづくりの集積地として、教育・雇用分野における規制改革を	障害者アート発信拠点事業：1事業

		<p>枢拠点を形成する。</p> <p>通じた産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中枢拠点を形成する。併せて、農業分野においても農地の流動化、耕作放棄地の解消等を図ることにより、第一次産業も含めた総合的な規制・制度改革を実現する。</p> <p>インド建設人材還流プラットフォーム形成事業：1事業</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(適用見込数)</p> <p>令和7年度：なし</p> <p>令和8年度以降：3件</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本税制措置については、国家戦略特区内の優良な中小スタートアップ企業等の事業を後押しすることで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効性が認められる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>国家戦略特区税制</p> <p>指定法人に係る所得控除</p> <p>特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして国家戦略特区担当大臣の指定を受けた者について、その事業による所得の18%を課税所得から控除。(医療、一定のIoTに限定)</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生2.0特区推進事業 令和7年度予算額 80百万円 令和8年度要求額 810百万円 ・国家戦略特区支援利子補給金 令和7年度予算額 14百万円 地方創生支援利子補給金(仮称) 令和8年度要求額 636百万円の内数
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>「地方創生2.0特区推進事業」は新たな規制・制度改革の実現(規制の特例措置の創設等)のために必要となる調査・実証等を推進するもの。</p> <p>また、利子補給金は、先駆的な研究開発や革新的な事業等を金融面から支援するもの。</p> <p>一方、要望項目は、特区内で認定区域計画に定められた特定事業を行う設立後5年以内のスタートアップ企業等や、雇用等の創出を図るスタートアップ企業等に対して個人投資を行う個人投資家を後押しするもの。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本税制措置は、国家戦略特区における我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成につながる中小スタートアップ企業等による特区目標の達成に資する創業や雇用の創出等の取組が促進されることから、国家戦略特区における</p>

			<p>エンジェル税制の延長措置を講ずることは措置としての妥当性がある。</p> <p>なお、措置の対象は中小企業者における国家戦略特別区域法施行規則に定められた事業または小規模事業者における雇用等の創出が図られる特定事業であって、いずれの事業も国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成にかかる特区目標に資する事業に限定されており、必要最小限の措置である。</p> <p>また、国家戦略特区については、近年、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定（令和6年6月に連携“絆”特区2区域（宮城県・熊本県、福島県・長崎県）、金融・資産運用特区の1つとして北海道を指定、令和7年7月に千葉県全域を追加指定）し、新たな起業やイノベーションを促す取組が開始されており、また、それ以外の特区区域においても、国家戦略特区法に基づき外国人を含む起業・開業を促進するための開業ワンストップセンターが新たに設置されるなど、スタートアップの創出を促進する取組が拡大していることから、こうした取組のインセンティブとなる当該制度の存置が必要である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用実績数】</p> <p>令和3年度：なし</p> <p>令和4年度：なし</p> <p>令和5年度：1法人</p> <p>令和6年度：なし</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>		<p>租税特別措置により、国家戦略特区内において、中小スタートアップ企業等による産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みに必要な資金の提供が円滑に行われることで、中小スタートアップ企業等による取組が促進され、その結果、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>		<p>これまで本税制措置として3事業について認定を行っており、観光拠点の整備や障害者アートの拠点の整備など、地域の拠点形成につながる取組が行われている。</p> <p>これら事業は、中小スタートアップ企業等が対象であるが、産業人材の育成と成長産業の中核拠点の形成に資するものであり、かつ雇用の創出にも寄与するものであることから、これらの取組による拠点形成により、それぞれの地域において地域の活性化の実現につながっている。</p>

これまでの 要望経緯	平成27年度：創設 平成30年度：適用期限の延長 令和2年度：適用期限の延長 令和4年度：適用期限の延長（小規模事業者の要件追加） 令和6年度：適用期間の延長（払込関係書類の簡素化）
---------------	---

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府地方創生推進事務局）

項目名	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長		
税目	法人税		
要 望 の 内 容	<p><特別償却又は税額控除の概要> 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備：機械・装置（2千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） 建物・附属設備・構築物（1億円以上） ・ 特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の 45% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の 23% ・ 税額控除率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の 14% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の 7% （当期法人税額の 20%までを限度とする） <p><要望内容> 国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法 42 条の 10 において令和 8 年 3 月 31 日が適用期限となっており、この適用期限を 2 年間延長し、令和 10 年 3 月 31 日までとする。</p> <p><関係条文></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域法 第 2 条第 2 項、第 27 条の 2、 ・ 国家戦略特別区域法施行規則 第 1 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 10 条 ・ 租税特別措置法 第 42 条の 10、 ・ 租税特別措置法施行令 第 27 条の 10、 ・ 租税特別措置法施行規則 第 20 条の 5、 ・ 地方税法 第 23 条第 1 項第 4 号、第 72 条の 23 第 1 項、 第 292 条第 1 項第 4 号、附則第 15 条第 38 項 		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（ ▲1,600	百万円）
	（改正増減収額）	（ —	百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、既に実績があるとともにも今後多くのニーズが見込まれている。</p> <p>また、国家戦略特区については、近年、以下のとおり、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定するとともに、国際、医療の分野を含む新たな取組を開始している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月に、共通の課題を有する地域間で連携して規制・制度改革を進める地方創生の新たな取組である「連携“絆”特区」として2区域（宮城県・熊本県、福島県・長崎県）を新たに指定し、宮城県・熊本県においては半導体等の新たな産業集積を支える外国人材の受入れ円滑化等の取組が開始されている。 ・令和6年6月に、金融・資産運用特区の1つとして、北海道を新たに指定し、国内外から資金・人材等呼び込み、GX産業やデジタル産業の集積やアジア・世界の金融センターの実現を目指す取組が開始されている。 ・令和7年7月に、成田空港の機能強化を契機として、千葉県全域を追加指定し、国際的なビジネス環境の創出やライフサイエンス（創薬・医療機器等）におけるイノベーションの促進等の取組が開始されている。 <p>これら新たに指定された特区における取組を含む特区制度については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）や「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月閣議決定）において、国の果たすべき役割として、その運用を抜本的に強化し、地方の課題を起点とする大胆な規制・制度改革を推進することとしており、新たな規制・制度改革を実現するための調査事業や利子補給金等の予算・金融措置も含め、地域のチャレンジを徹底して後押ししていくこととしている。</p> <p>さらに、「対日直接投資促進プログラム2025」（令和7年6月対日直接投資推進会議決定）においては、外国企業も視野に入れた産業立地・企業誘致によって地方創生を進めるため、特区制度の活用・見直しにより、規制・制度改革と設備投資に係る特別償却や税額控除等のファイナンス面での支援を一体的に講ずることとしている。</p> <p>このため、特区の目的である産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す手段として、国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、これまで本税制措置を適用し12の特定事業が取り組まれてきており、産業の国際競争力の強化に資する医療・農業分野における研究開発事業が6事業、国際的な経済活動拠点の形成に資する国際分野における施設整備が6事業実施されている。また、国際的な経済活動拠点の形成に資する施設整備に関する5事業について既に事業実施計画の大臣確認を行い、令和7年度中に4件、令和8年度以降に1件の適用を予定している。</p>
--------------------------	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	施策6 地方創生 政策6 地方創生に関する施策の推進
		政策の達成目標	<p> 中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。 </p> <p> 国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。 </p> <p> （国家戦略特区制度の目標） 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。 </p> <p> さらに、国家戦略特区の各指定区域は、上記目標に向けて、それぞれの区域方針を定めるとともに目標を掲げており、これらも政策の達成目標である。 </p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	<p> 国家戦略特別区域制度に基づき、現在16の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を十分に活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進を図るため、各指定区域において区域方針をそれぞれ定め、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を定めるとともに、区域方針に係る目標を設定し取り組んでいる。 </p> <p> 本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域の区域方針に定める目標を掲げることとする。 </p> <p> 【東京圏】 世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある事業を創出する。 </p> <p> 【関西圏】 健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。 </p> <p> 【仙北市】 地域での国際交流の促進や臨床修練制度による外国人医師の受入環境を整備し、農林・医療などの総合的な交流拠点を形成する。 </p> <p> 【宮城県・熊本県】 </p>

半導体関連産業の新たな拠点形成に向け共通の課題解決に取り組む「産業拠点形成連携“絆”特区」として、地理的に離れた両県の連携による取組を強力に推進する。

大規模な半導体工場の建設を契機として、新たな産業集積を支える外国人材の受入れ等の共通の地域課題を抱える両県が連携し、外国人材の受入れ円滑化、人材の早期育成・確保など、迅速な産業拠点の形成に向けた環境整備を進め、雇用・労働・創業などを始めとした地域の課題解決を図るとともに、その横展開に取り組み、地方創生の新たなモデルとなることを目指す。

なお、これまで適用実績がない若しくは現時点において今後の見込み事業のない区域であっても、国家戦略特別区域方針の目標に向けた事業を実施する際は、各区域方針に定める目標を達成目標としていく。

政策目標の達成状況

これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め 166 件となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している 16 の区域において、令和 7 年 8 月時点で合計 513 もの事業が、それぞれ 282 回、66 回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。

本税制措置においては、制度創設以降から令和 7 年 3 月時点までに 3 指定区域（1 都 2 府 1 県 1 市）において、12 事業が適用されてきた。また、事業実施計画を作成して内閣府担当大臣の確認が行われ、現在整備中のものは 5 事業ある。

国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第 12 条に基づき認定区域計画の進捗状況について定期的に評価を行うこととしている。このため、適用事業（整備済みの事業）の実施状況については、「令和 6 年度国家戦略特別区域の評価について」に基づき達成状況を見ている。

なお、区域方針で定める目標は定性的な目標設定であることから、政策目標の達成状況を把握していくため、参考として本税制措置を適用する特定事業の実施地域であって区域を構成する自治体が別途定める政策目標などのうち、区域方針の目標にも合致するものを引用する。

【東京圏】
●うち東京都の事業

事業	事業数	令和 6 年度末の事業状況
インキュベーションオフィス	2 事業	2 事業とも開業し、11 件の入居者数確保
MICE	3 事業	2 事業について国際会議等の誘致が行われており、目標値 50% に対して 44% 1 事業は竣工直後であり、開業に向け準備中
外国人向けサービスアパートメント	3 事業	1 事業について外国人向け面積が目標値の 75% の面積を確保 2 事業は工事中
インターナショナルスクール	3 事業	運営中の 1 事業について、生徒の半数以上が外国籍 2 事業は工事中

上記事業によって、東京都が別途掲げる以下の政策目標に寄与するとともに、東京圏の目標にも貢献している。また整備中の事業も竣工後に貢献していく見込。

東京都の目標	東京圏の目標	対象事業
<p>長期計画「未来の東京戦略」を令和3年に、「2050東京戦略」を令和7年公表。この中で特区目標に関わる指標として以下のとおり設定している。</p> <p>海外高度人材 2019年 18,296人⇒ 2023年 22,197人⇒ 2030年目標 50,000人⇒ 2035年目標 50,000人以上</p> <p>「東京都 MICE 誘致戦略 2023」を令和5年に、長期計画「2050東京戦略」を令和7年に公表。この中で上記目標に関わる指標として以下のとおり設定している。 【MICE 誘致戦略】 2019年 世界第10位(140件)⇒ 2023年世界第13位(91件)⇒ 2030年世界第3位以内⇒ 2035年世界第3位以内</p>	<p>世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成</p>	<p>・インキュベーションオフィス：2事業 ・外国人向けサービスアパートメント：3事業（うち、1事業整備中） ・インターナショナルスクール：3事業（うち、2事業整備中）</p> <p>・MICE：3事業（うち、1事業開業準備中）</p>

●うち神奈川県の記事

事業	事業数	令和6年度末の事業状況
医薬品開発事業	1事業	2つの治験届を提出し、移植を準備中

上記事業によって、神奈川県が別途掲げる以下の政策目標に寄与するとともに、東京圏の目標に貢献している。

神奈川県の目標	東京圏の目標	対象事業
<p>県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の届出件数 〔累計〕 2027年まで 34件</p>	<p>近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。</p>	<p>医薬品開発事業 1事業</p>

【関西圏】

●うち大阪府の記事

事業	事業数	令和6年度末の事業状況
再生医療医薬品・高度医療機器開発事業	3事業	1事業は医療機器製品の2件開発し、製品化。

1事業は医薬品の大量製造技術が確立し供給開始。
1事業は再生医療に係る新薬開発中、一部治験終了し、承認後の商用製造に向けて準備中。

上記事業によって、大阪府が別途掲げる以下の政策目標に寄与するとともに、関西圏の目標に貢献している。

大阪府の目標	関西圏の目標	対象事業
「大阪の再生・成長に向けた新戦略」において、特区目標に関連するものとして、健康・医療関連産業のリーディング産業化を重点分野の1つとし、取組みを推進	健康・医療分野における国際的なイノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器の研究開発・事業化を推進	医療機器開発：1事業 再生医療医薬品開発事業：2事業

●うち京都府の事業

事業	事業数	令和6年度末の事業状況
再生医療医薬品開発事業	1事業	iPS細胞由来の新しい血液製剤の探索、製造方法の検証等、研究開発を継続中

上記事業によって、京都府が別途掲げる以下の政策目標に寄与するとともに、関西圏の目標に貢献している。

京都府の目標	関西圏の目標	対象事業
「京都府総合計画」において、世界に伍するスタートアップ・エコシステムを展開するとともに、中小企業の成長を支援することを、取組みとして推進	健康・医療分野における国際的なイノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器の研究開発・事業化を推進	再生医療医薬品開発事業：1事業

有効性

要望の措置の適用見込み

(適用見込事業数)
令和7年度：4事業
令和8年度以降：1事業

上記見込は、既に事業実施計画の大臣確認を行っている事業について記載している。加えて、新たに事業実施計画を作成し、国際的なビジネス拠点の形成に資する施設整備を予定するものが現時点で8事業見込まれる。

(適用事業者の範囲)
国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施者として認定区域計画に定められたもの。

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

本税制措置については、これまで産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成となる12の事業が適用され、このうち医療分野における、新薬・新医療機器の開発が促進されるとともに、外国からの人材を引きつけるビジネス環境の整備や生活環境の整備に資する施設が整備されており、これらの

		<p>取り組みは、日本経済を停滞から再生へとつなげていくために必要な「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の整備につながっており、本税制措置は民間事業者によるこれらの事業投資の促進を喚起していくものである。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>①土地長期譲渡所得の軽減税率の特例 認定区域計画に定められた特定事業に係る一定の公益的施設の整備事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例を適用。</p> <p>②国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 認定区域計画に定められた国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対して、都市再生緊急整備地域等において行われる都市再生事業の課税の特例を適用。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生 2.0 特区推進事業 令和7年度予算額 80 百万円 令和8年度要求額 810 百万円 ・国家戦略特区支援利子補給金 令和7年度予算額 14 百万円 地方創生支援利子補給金（仮称）令和8年度要求額 636 百万円の内数
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>「地方創生 2.0 特区推進事業」は新たな規制・制度改革の実現（規制の特例措置の創設等）のために必要となる調査・実証等を推進するもの。 また、利子補給金は、先駆的な研究開発や革新的な事業等を金融面から支援するもの。 一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業を行う事業実施主体のニーズに合わせ、規制の特例措置を適用し又は上記の利子補給契約による貸付を受けて行う特定事業の用に供する設備投資を後押しするもの。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本税制措置は、国家戦略特区における我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる取り組みへの投資を促進することにより、国家戦略特区における特区目標につながる国際競争力の強化を図る研究開発等や国際的な経済活動の拠点となるビジネス拠点（MICEや外国人の生活施設など）の整備の促進へのインセンティブ措置であることから、本税制措置の延長措置を講ずることは妥当性がある。また、適用事業の他に国際的な経済活動拠点の形成等に資する施設整備に関する事業であって、既に事業実施計画について大臣確認を行っており、令和7年度に竣工し年度内に適用見込が4事業、現在整備中のものが1事業（1指定区域で1都）ある。このほか、令和8年度以降に事業実施計画の申請を検討する事業が複数ある。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域法施行規則に定められた国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる特定の事業であって、特区目標に資する事業に限定されており、必要最小限の措置である。</p> <p>また、国家戦略特区については、近年、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定（令和6年6月に連携“絆”特区2区域（宮城県・熊本県、福島県・長崎</p>

			<p>県)、金融・資産運用特区の1つとして北海道を指定、令和7年7月に千葉県全域を追加指定)し、国際、医療の分野を含む新たな取組を開始していること、「対日直接投資促進プログラム 2025」(令和7年6月対日直接投資推進会議決定)においては、外国企業も視野に入れた産業立地・企業誘致によって地方創生を進めるため、特区制度の活用・見直しにより、規制・制度改革と設備投資に係る特別償却や税額控除等のファイナンス面での支援を一体的に講ずることとしていることから、当該制度の存置が必要である。</p>	
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用事業数】 税額控除 令和3年度：1事業(1法人) 令和4年度：なし 令和5年度：2事業(1法人) 令和6年度：なし</p> <p>特別償却 令和3年度：なし 令和4年度：なし 令和5年度：なし 令和6年度：なし</p> <p>【減収額】 税額控除 令和3年度：853,350千円(853,350千円) 令和4年度：なし(なし) 令和5年度：1,752,510千円 令和6年度：なし</p> <p>特別償却 令和3年度：なし 令和4年度：なし 令和5年度：なし 令和6年度：なし</p> <p>なお令和6年度については特区に調査した見込みになります</p>		
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>① 租税特別措置法の条項：第42条の10 ② 適用件数 令和3年度：1事業(1法人) 令和4年度：なし 令和5年度：2事業(1法人) ③ 適用額 令和3年度：755,842千円 令和4年度：なし 令和5年度：1,552,271千円</p>		
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>		<p>租税特別措置により、国家戦略特区内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる、民間事業者による医療分野における研究・製造開発拠点の整備や、国際的な経済活動の拠点となるビジネス拠点の整備に関する投資が促進されるとともに、規制の特例措置との一体的な後押しにより迅速な整備が進められることで、国家戦略特区における目標達成に相当程度寄与することが見込まれる。</p>	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>これまで指定してきた区域において、設備投資に係る課税の特例 12 事業について認定を行っており、これらの事業では計画に沿って設備投資が行われ、各事業については対象の施設・設備を活用してそれぞれの事業実施計画に基づき、研究・製品開発が行われるとともに、国際的なビジネス拠点として国内外からの人材の交流の場となるMICEや生活支援（サービスアパートメント）等の整備が行われ、各施設の運営が開始されており、目に見える形で迅速に進展している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 26 年度：創設</p> <p>平成 27 年度：拡充 （適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業（特定中核事業）を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。）</p> <p>平成 28 年度：見直しの上、延長 （特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2 年延長。）</p> <p>平成 30 年度：見直しの上、延長 （① 特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲（国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外）、③特定事業の要件（規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定）を見直した上で、2 年延長）</p> <p>令和 2 年度：見直しの上、延長 （① 特定事業の範囲（高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営、高度医療施設の外国人患者に対するサービス提供、多国籍企業が行う統轄事業、高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の運営、国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービス提供、外国会社等への勤務者の子女等を対象とした外国語教育）、②提出書類の削減を見直した上で、2 年延長）</p> <p>令和 4 年度：適用期限の延長（2 年）</p> <p>令和 6 年度：見直しの上、延長 （特定事業の範囲（農業分野（特定中核を除く）及び国際会議等向け「その他の施設」の除外）を見直した上で、2 年延長）</p>	

(内閣府地方創生推進事務局)

項 目 名	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充及び延長		
税 目	所得税、法人税、登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>《現行制度の概要》 国家戦略特別区域法第 25 条第 1 項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたとき、当該事業の実施主体に対して都市再生特別措置法第 21 条第 1 項の民間都市再生事業計画の認定があったものとみなし、租税特別措置法に基づき課税の特例を受けられる制度。</p> <p>1. 所得税・法人税の割増償却 【償却率】 25% (5 年間) ※特定都市再生緊急整備地域内は 50% 【対象設備】 整備される建物及び附属設備 【取得期限】 令和 8 年 3 月 31 日 【要件】 ・ 地上 10 階以上又は延べ面積 75,000 m²以上の耐火建築物 ※特定都市再生緊急整備地域内は 50,000 m²以上 ・ 公共施設用地面積 30%以上又は都市居住者等利便増進施設整備費が 10 億円以上であること。</p> <p>2. 登録免許税軽減税率 【軽減税率】 0.4% ⇒ 0.35% ※特定都市再生緊急整備地域内は 0.2% 【対象設備】 建築した建築物 (建物の保存登記) 【認定期限】 令和 8 年 3 月 31 日 【要件】 ・ 認定後 3 年間 (一定の場合 (※) は 5 年) 以内に竣工し、1 年以内に登記を受けること ※地上階数 30 以上又は延べ面積 150,000 m²以上の耐火建築物を整備する場合 ・ 割増償却の要件を満たすこと ・ 特定地域においては国際競争力強化建築物の整備を伴うものであること。</p> <p>《要望内容》 ・ 登録免許税軽減税率における適用要件の緩和 (認定後 3 年以内 (一定の場合 (※) は 5 年以内) に竣工 ⇒ 5 年以内 (一定の場合 (※) は 7 年以内) に竣工) ※地上階数 30 以上又は延べ面積 150,000 m²以上の耐火建築物を整備する場合 ・ 以上の拡充を行った上で、現行の特例措置の適用期限を 3 年間 (令和 11 年 3 月 31 日まで) 延長する。</p> <p>《関係条文》 所得税 : 租税特別措置法第 14 条、令第 7 条第 2 項、規則第 6 条 法人税 : 租税特別措置法第 47 条、令第 29 条の 2、規則第 20 条の 21 登録免許税 : 租税特別措置法 第 83 条、令 第 43 条の 2、規則 第 31 条の 4</p>		
	平年度の減収見込額	▲127 百万円の内数	
	(制度自体の減収額)	(— 百万円)	
	(改正増減収額)	(— 百万円)	

(1) 政策目的

成長著しいアジア諸国との都市間競争が激化し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、人口減少が本格化する我が国が今後も持続的な成長を遂げるため、国際的なビジネス環境・生活環境に対応するための環境等を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報等呼び込み、都市の魅力の向上とその国際競争力の更なる強化を図る。

また、地域に人や投資を呼び込む域内の磁力と域外から稼ぐ力の強化、及びそれを支える都市の魅力の向上・国際競争力の更なる強化に向けて、厳しい事業環境下でも、官民が協働して地域課題の解決にも資する都市再生を促進し、我が国全体の持続可能性を高めていく。

国家戦略特別区域において都市再生を推進することにより、大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成によって、世界で一番ビジネスのしやすい環境を創出する。

(2) 施策の必要性

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特別区域においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、

- ・人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中にあっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的な成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、『新しい資本主義』の実現にほかならない
- ・都市と地方の間で、また地域の内外で、関係人口を中心とした人・モノ・技術の交流・結合、分野を越えた連携・協働の流れを創ることで、都市と地方は二項対立的な構造を越え、共生関係となり、その結び付きにより我が国全体の持続可能性を高めることができる
- ・都市機能の更なる集積と稼ぐ力の創出に向け、官民が協働して公共的価値も生み出す都市再生・国際競争力の強化（略）を促進する
- ・経済の主役は企業・個人の活力であり、新たな行動を実行に移す企業・個人を、政府が様々な政策ツールにより積極的に後押しをすることで経済成長を実現していくことが望ましい姿

とされているところであり、民間のノウハウ・資金を活用して国民生活の向上や我が国経済の活性化、国際競争力の強化等を図る都市再生の取組は、これらの政府方針とも合致し、引き続き、国の重要政策として進めて行くべき取組である。

このような中、国家戦略特別区域において、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動拠点の形成に資する都市再生につながる国家戦略民間都市再生事業への投資を促進すべく、課税の特例措置の延長措置を講ずる必要がある。

特に、工事現場の働き方改革や担い手不足等の影響により、工期が著しく延長している現状を鑑みて、認定から建築までの期間要件を 3 年から 5 年（一定の場合には 5 年から 7 年※）に緩和する必要がある。

※地上階数 30 以上又は延べ面積 150,000 m²以上の耐火建築物を整備する場合

		<p>なお、国家戦略民間都市再生事業は令和7年8月末現在8つの計画が認定されており、国家戦略特別区域における都市再生の取組が着実に図られているところである。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策6 地方創生 施策6 地方創生に関する施策の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>我が国経済を牽引する都市の国際競争力の強化等に資する民間都市再生事業の推進のため、国家戦略特別区域においても国家戦略民間都市再生事業を実施し、民間都市再生事業の推進に寄与していく。政策の達成目標については、国家戦略民間都市再生事業は、以下のとおり民間都市再生事業の目標の内数となる。</p> <p>①都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 目標値：7兆円～10兆円 （※中間目標値：5.7兆円～8.2兆円 令和10年度まで）</p> <p>②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%（平成30年度）） （※中間目標値：15.2%～17.6% 令和10年度まで）</p> <p>③都市再生緊急整備地域において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積 ・令和7年度～令和11年度（2025～2029年度） 目標値：80ha （※中間目標値：64ha 令和10年度まで）</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>3年間（令和8年4月1日～令和11年3月31日）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>我が国経済を牽引する都市の国際競争力の強化等を実現していくため令和8年度から令和10年度は以下を目標とする。</p> <p>①令和10年度までの建設投資累計額：5.7兆円～8.2兆円 ②令和10年度までの区域面積割合：15.2%～17.6% ③令和10年度までの公共施設の用に供される土地の面積：64ha</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>①都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 →令和2年度～令和10年度の建設投資累計額：約9.5兆円（見込み） ※令和2年度～令和10年度の中間目標値：5.7兆円～8.2兆円</p> <p>②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 →令和10年度までの区域面積割合：14.5%（見込み） ※令和10年度までの中間目標値：15.2%～17.6% （初期値9.1%（平成30年度））</p>

			<p>③都市再生緊急整備地域において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積 →令和7年度～令和10年度の公共施設面積：約66ha(見込み) ※令和10年度までの中間目標値：64ha</p> <p>・租税特別措置法の適用期間及び延長要望期間においては、政策目標及び中間政策目標の達成に向けて、目標②に関しては中間目標値まで届かない見込みであるが、目標②のうち令和2年度から令和10年度の間の本特例措置により直接引き起こされた認定事業の区域面積割合は、同期間に都市開発事業が行われた区域面積のうち38%を占めており、本特例措置が目標達成に与える影響は大きいと考えられる。また、目標①・③に関しては概ね順調に進捗しているところだが、建設工事費の上昇等の影響を受けて、都市開発事業の見通しは未だ不透明である。したがって、目標達成に向け、引き続き本特例の措置が必要である。</p>
		<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>【法人税】 令和7年度：1計画 令和8年度：1計画 令和9年度：2計画</p> <p>【登録免許税】 令和7年度：0計画 令和8年度：0計画 令和9年度：2計画</p> <p>(適用事業者の範囲) 国家戦略民間都市再生事業の実施主体</p> <p>※出典：国土交通省「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」(令和7年5月末時点)</p>
<p>有効性</p>		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本税制措置が講じられることにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動拠点の形成に資する優良な国家戦略民間都市再生事業が促進される。</p> <p>これまで国家戦略特別区域においては8つの国家戦略民間都市再生事業が認定され都市再生に取り組んでおり、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成が推進されている。</p> <p>具体的な効果として、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における都市開発事業の令和2年度から令和10年度までの建設投資累計額は約9.5兆円が見込まれ、令和10年度までの中間目標値(5.7～8.2兆円)の達成に向けて順調に進捗しているところである。</p> <p>なお、都市再生緊急整備地域における措置により直接引き起こされる認定事業の建設投資累計額は、上記の建設投資累計額のうち、約49%(約4.7兆円)を占めている。</p> <p>8つの国家戦略民間都市再生事業では、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる国際交流施設、ビジネス支援施設、外国人向け生活支援施設、文化芸術発信施設などの整備がそれぞれ進められており、国家戦略特別区域の目標の達成に寄与することが期待される。</p>

	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>①特別償却又は法人税額の特別控除制度 認定区域計画に定められた特定事業の実施主体が、特区において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除。</p> <p>②土地長期譲渡所得の軽減税率の特例 認定区域計画に定められた特定事業（公益的施設等を整備する事業）の用に供するため、土地等を譲渡した場合、譲渡所得の軽減税率を適用。</p>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>・国家戦略特区支援利子補給金 令和7年度予算額 14 百万円 地方創生支援利子補給金（仮称）令和8年度要求額 636 百万円の内数</p>
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>利子補給金は、先駆的な研究開発や革新的な事業等を金融面から支援するもの。</p>
		要望の措置の妥当性	<p>特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置は、民間投資を誘発し、地域課題の解決にも資する優良な都市再生事業を推進することを目的としている。</p> <p>優良な民間都市再生事業を実施するためには、多額の投資と長い事業期間を要することから大きなリスクを有するとともに、収益を生まない公共施設等の整備や投資効率を下げる環境性能の向上に係る設備投資を行わなければならない、市場原理に基づき投資判断を行う民間事業者に委ねるのみでは高質で優良な事業が実施されなくなる可能性がある。</p> <p>民間事業者にとって、優良な都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、租税特別措置の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置を措置することは妥当である。また、国家戦略民間都市再生事業は、令和7年8月末現在で8事業の計画が認定されており、当該事業の実施による成果が着実に積み上がってきているところ、政策目標の達成のために、引き続き本税制特例を講じる必要がある。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画で定められた「国家戦略民間都市再生事業」にあたるもので、都市再生緊急整備地域内（特定都市再生緊急整備地域を含む）の開発に限定されており、必要最小限の措置である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>(適用件数)</p> <p>所得税 令和4年度：なし 令和5年度：なし 令和6年度：なし</p> <p>法人税 令和4年度：なし 令和5年度：なし 令和6年度：なし</p> <p>登録免許税 令和4年度：1件</p>	

		<p>令和5年度：なし 令和6年度：なし</p> <p>(減収額) 所得税 令和4年度：なし 令和5年度：なし 令和6年度：なし</p> <p>法人税 令和4年度：なし 令和5年度：なし 令和6年度：なし</p> <p>登録免許税 令和4年度：430百万円 令和5年度：なし 令和6年度：なし</p> <p>※出典：国土交通省「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」（令和7年5月末時点）なお、数値には見込額を含む。</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>【法人税】 ① 条項：第47条 ② 適用件数 令和3年度：9件 令和4年度：4件 令和5年度：7件</p> <p>③ 適用総額 令和3年度：3,525百万円 令和4年度：2,912百万円 令和5年度：2,656百万円</p> <p>※国家戦略民間都市再生事業は上記の内数</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本税制措置は、国家戦略特別区域において国・自治体と民間が一体となった区域計画の認定により、都市再生特別措置法などの関係法令に基づく計画認定手続きを一括でみなすことを通じ、都市再生特別措置法に基づく課税の特例と同様、民間投資を活用した優良な都市再生プロジェクトの開発を誘発し、産業の国際競争力の強化や国際的な経済拠点の形成に資する事業推進の呼び水とすることができる。</p> <p>その結果、国家戦略特別区域における規制の特例を活用した手続き負担の緩和とともに、事業実施のコスト低減を通じた採算性の向上を図ることができるため、これらのプロジェクトを活用する施設整備が着実に成果を上げることが通じ、国家戦略特別区域の政策目標の達成に寄与することが期待できる。</p>

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>達成目標については、国家戦略民間都市再生事業は、以下のとおり民間都市再生事業の目標の内数となる。</p> <p>①民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ)の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合 ・令和7年度時点(2025年時点) 目標値：80%以上 (※地価上昇率は2020年を基準値として計測)</p> <p>②都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建築投資累計額 ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) 目標値：7兆円～10兆円 (※中間目標値：3.5兆円～5兆円 令和6年度まで)</p> <p>③都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) 目標値：16.5%～19.5%(初期値9.1%(平成30年度)) (※中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで)</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>①民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ)の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合 →令和6年12月末時点で上回っている割合：65.4% ※前回要望時の目標値：80%以上</p> <p><目標に達していない理由> 認定事業が実施された時期が令和2年度(基準年)より古く、都市再生緊急整備地域の地価は上昇しているものの、市区町村全体の地価上昇率よりも低い場合等があるため。 本指標は本特例措置の効果の適切な把握が困難だと考えられることから、確実に検証が可能な政策目標を再設定することとしたい。</p> <p>②都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建築投資累計額 →令和2年度～令和6年度の建設投資累計額：6.0兆円 ※前回要望時の目標値：3.5兆円～5兆円</p> <p>③都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 →令和6年度までの区域面積割合：11.7% ※前回要望時の目標値：12.0%～12.5%</p> <p><目標に達していない理由> 建築費の高騰や工期延長といった事業環境の悪化により、全般的に事業の進捗が想定よりも遅れているため。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成26年度 創設 平成27年度 適用期限の2年延長 平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長 令和5年度 適用期限の3年延長及び拡充(地方都市における事業区域面積要件の緩和)</p>

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(内閣府地方創生推進事務局)

項 目 名	国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>《現行制度の概要》 認定区域計画に定められた特定事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等を適用できる制度。</p> <p>【所得税】 軽減税率 15% ⇒ 10% (課税長期譲渡所得金額が 2 千万円を超える部分については 15%)</p> <p>【法人税】 5% 重課税の適用除外 (ただし、法人税の重課は令和 8 年 3 月 31 日まで停止中)</p> <p>【譲渡期限】 令和 7 年 12 月 31 日</p> <p>【事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業の施行される土地の区域の面積が 500 m²以上であること。 ・ 公益的施設を 2 以上 (一定の施設は 1 以上) 整備する事業であって一定の国家戦略特別区域法の規制の特例措置の適用を受けること、又は専ら公益的施設の用に供する建築物等の整備を行う事業であること。 <p>《要望の内容》 国家戦略特別区域法第 27 条の 4 に規定される施設整備への土地供給者に対する軽減税率等について、その適用期間を 3 年間延長する。</p> <p>《関係条文》 国家戦略特別区域法：第 27 条の 4 国家戦略特別区域法施行規則：第 12 条 所得税：租税特別措置法 第 31 の 2、令 第 20 の 2、規則 第 13 の 3 法人税：租税特別措置法 第 62 の 3、令 第 38 の 4、規則 第 21 の 19</p>	
	平年度の減収見込額	— 百万円
	(制度自体の減収額)	(— 百万円)
	(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成によって、世界で一番ビジネスのしやすい環境を創出することを目的とする。

(2) 施策の必要性

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。

また、国家戦略特区については、近年、以下のとおり、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定し、取組を開始している。

- ・令和6年6月に、共通の課題を有する地域間で連携して規制・制度改革を進める地方創生の新たな取組である「連携“絆”特区」として2区域（宮城県・熊本県、福島県・長崎県）を新たに指定し、宮城県・熊本県においては半導体等の新たな産業集積を支える外国人材の受入れ円滑化等の取組が開始されている。
- ・令和6年6月に、金融・資産運用特区の1つとして、北海道を新たに指定し、国内外から資金・人材等呼び込み、GX産業やデジタル産業の集積やアジア・世界の金融センターの実現を目指す取組が開始されている。
- ・令和7年7月に、成田空港の機能強化を契機として、千葉県全域を追加指定し、国際的なビジネス環境の創出やライフサイエンス（創薬・医療機器等）におけるイノベーションの促進等の取組が開始されている。

これら新たに指定された特区における取組を含む特区制度については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）や「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月閣議決定）において、国の果たすべき役割として、その運用を抜本的に強化し、地方の課題を起点とする大胆な規制・制度改革を推進することとしており、新たな規制・制度改革を実現するための調査事業や利子補給金等の予算・金融措置も含め、地域のチャレンジを徹底して後押ししていくこととしている。

さらに、「対日直接投資促進プログラム2025」（令和7年6月対日直接投資推進会議決定）においては、外国企業も視野に入れた産業立地・企業誘致によって地方創生を進めるため、特区制度の活用・見直しにより、規制・制度改革と設備投資に係る特別償却や税額控除等のファイナンス面での支援を一体的に講ずることとしている。

これらを踏まえ、本税制措置については、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成につながる都市の再開発事業の早期取組を促す手段として事業の用に供する土地等を譲渡した者に対するインセンティブを付与することが有効であることから、本特例の延長措置を講ずる必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策6 地方創生 施策6 地方創生に関する施策の推進
		政策の達成目標	国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成につながる都市の再開発を促進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和8年1月1日～令和10年12月31日）
		同上の期間中の達成目標	我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進することにつながる都市の再開発事業の早期取組に寄与していくことを目標とする。
	政策目標の達成状況	本税制措置の要件となっている国家戦略特別区域法に基づく都市の再開発に関わる規制の特例を受けた特定事業はこれまで52事業あり、都市の再開発に寄与している。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	地権者との交渉等があり、現時点で確定しているわけではないが、特区におけるプロジェクト推進に向けて活用見込みが存在する。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国家戦略特別区域法に基づく都市開発に関わる規制の特例措置は、これまで52の事業が認定を受けており都市開発が進められている。（今後も2事業が認定される見込みである。） 本税制措置は、これらの規制の特例を受けた都市の再開発事業の早期取組を図るため、事業の用に供する土地等を譲渡した者に対してインセンティブを付与するものであり、都市の再開発事業が早期に取り組みれることにより公益的施設の整備等が図られることから、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の促進につながるものとして有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	①国家戦略特区 特別償却又は法人税額の特別控除制度 認定区域計画に定められた特定事業の実施主体が、特区において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除。 ②国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 認定区域計画に定められた国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対して、都市再生緊急整備地域等において行われる都市再生事業の課税の特例を適用。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・地方創生2.0特区推進事業 令和7年度予算額 80百万円 令和8年度要求額 810百万円 ・国家戦略特区支援利子補給金 令和7年度予算額 14百万円 地方創生支援利子補給金（仮称）令和8年度要求額 636百万円の内数

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>「地方創生 2.0 特区推進事業」は新たな規制・制度改革の実現（規制の特例措置（特定事業）の創設等）のために必要となる調査・実証等を推進するもの。 また、利子補給金は、先駆的な研究開発や革新的な事業等を金融面から支援するもの。 一方、要望項目は、事業の用に供する土地等を譲渡した者に対して軽減税率を適用し、都市の再開発事業の早期取組を図るもの。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>国家戦略特別区域は、大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成によって我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展につながることを目的とするものであり、課題解決に向けてスピード感をもって取り組む必要がある。</p> <p>都市の再開発事業は通常長期にわたっており、特に事業用地の確保を円滑に行うことは重要な要素の一つである。</p> <p>このため、本税制措置を活用して都市の再開発事業の用に供する土地等の譲渡を行った者へのインセンティブを付与することにより、都市の再開発事業の早期取組につながるるとともに、本措置の要件としてバスターミナル等の公益的施設を整備することを課していることから、これらの施設の整備が促進されることで産業の競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成にも寄与することから政策目的を達成する効果的な措置である。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する土地等の譲渡に限定されており、必要最小限の措置である。</p> <p>また、国家戦略特区については、近年、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定（令和6年6月に連携“絆”特区2区域（宮城県・熊本県、福島県・長崎県）、金融・資産運用特区の1つとして北海道を指定、令和7年7月に千葉県全域を追加指定）し、新たな取組を開始していること、「対日直接投資促進プログラム 2025」（令和7年6月対日直接投資推進会議決定）においては、外国企業も視野に入れた産業立地・企業誘致によって地方創生を進めるため、特区制度の活用・見直しにより、規制・制度改革と設備投資に係る特別償却や税額控除等のファイナンス面での支援を一体的に講ずることとしているから、これらに関連して都市の再開発事業の早期取組を促す手段として、当該制度の存置が必要である。</p>
<p>置の適用実績と効果に 関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>国家戦略特別区域法に基づく都市開発に関わる規制の特例措置は、これまで 52 の事業が認定を受けており、公益的な施設としてバスターミナル等を含む都市の再開発事業が進められているところであり、都市再開発の事業用地の早期確保に資するインセンティブとして有効である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目標とする。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>国家戦略特別区域における都市開発に関わる規制の特例措置は、これまで 52 の事業が認定を受けた。このうち令和 4 年度から 6 年度までの間には 12 事業が認定されている。 本税制措置は、これら規制の特例を受けた都市の再開発事業の早期取組を図るため、事業の用に供する土地等を譲渡した者に対してインセンティブを付与するものであり、これまで税制活用に向けた検討が行われ、当該事業は進捗しているものの、本税制については開発関係者の事情により活用されなかった事例がある。 今後も政策目的である産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる都市の再開発の早期取組に資するインセンティブとして活用が見込まれるため、国家戦略特別区域の関係自治体や都市の再開発を行う事業者と連携していく。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>○平成 27 年度…新設 ○平成 29 年度…適用期限の延長（3 年） ○令和 2 年度…適用期限の延長（3 年） ○令和 5 年度…適用期限の延長（3 年）</p>

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府地方創生推進事務局）

項 目 名	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p><現行制度の概要> 総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備：機械・装置（2千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） 建物・付属設備・構築物（1億円以上） ・特別償却の割合：機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の30% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の15% ・税額控除の割合：機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の8% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の4% ※当期法人税額の20%を限度とする ・設備等取得の期間：法人指定の日から令和8年3月31日まで <p><要望内容> 総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11において令和8年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする。</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 総合特区制度では、政策課題の解決を図る突破口とするため、地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、政策課題解決の実現可能性の高い地域のうち、産業の国際競争力の強化に取り組む地域として国際戦略総合特区を定め、当該地域においては、特に必要な3つの分野（環境技術・高度な医療・産業技術分野）における我が国の成長エンジンとなる産業、企業等を集積することで我が国の産業の国際競争力の強化を図っていくこととしている。</p> <p>これまで本税制措置を156法人が適用し、特区地域における産業の国際競争力の強化に係る拠点形成を図ってきたが、例えば、環境技術分野（電動自動車分野等）における、アジア、米国系等の海外メーカーの技術革新や市場展開に伴う競争激化等に対抗するため、引き続き、3つの分野において産業の国際競争力の強化を図っていく取組が検討されている。</p> <p>また、総合特区制度を含めた特区制度については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）や「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、国の果たすべき役割として、その運用を抜本的に強化し、地方の課題を起点とする大胆な規制・制度改革を推進することとされており、新たな規制・制度改革を実現するための調査事業や利子補給金等の予算・地域措置も含め、地域のチャレンジを徹底して後押ししていくこととされている。</p> <p>このため、総合特区の目的である産業の国際競争力の強化に資する事業への投資を促す手段として、国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除への延長措置を講ずる必要がある。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>施策6 地方創生 政策6 地方創生に関する施策の推進</p>
<p>政策の達成目標</p>		<p>中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「総合特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。 総合特別区域法第7条第1項に基づき定める「総合特別区域基本方針」において、国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化の意義及び目標に関する事項が示されている。</p> <p>〈総合特区制度の目標〉 総合特区制度は、区域限定の規制・制度改革によって政策課題解決を図る突破口とし、産業の国際競争力の強化を目的としている。</p> <p>さらに、同法第9条第1項に基づき、同基本方針に即して国際総合特区の各指定区域について定める「国際競争力強化方針」の中で、各特区により実現を図る目標を掲げており、これらも政策の達成目標である。</p>	
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>		<p>2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）</p>	

	<p>同上の期間中の達成目</p>	<p>総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>また、本税制措置を適用して特区目標の達成を目指す4つの国際戦略総合特区について、それぞれの「国際競争力強化方針」において定める、各特区により実現を図る目標は以下のとおり。</p> <p>【京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区】 個別化・予防医療時代に対応した、グローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出を目標とする。</p> <p>【アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区】 アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターを形成し、先端技術集約型産業である「航空宇宙産業」を振興するとともに、自動車に続く次世代産業として育成し、「技術立国・日本」の成長・発展を牽引することを目指す。</p> <p>【関西イノベーション国際戦略総合特区】 医薬品、医療機器、先端医療技術（再生医療等）、先制医療、バッテリー及びスマートコミュニティを当面のターゲットに、今後、我が国だけでなく、アジア等で大きな課題になる高齢化やエネルギー問題に対応できる、課題解決型ビジネスの提供、市場展開を後押しする仕組みの構築を目指す。これにより、スピード感をもって、我が国経済の再生と震災からの復興に貢献するとともに、我が国やアジア等の医療問題や環境問題を克服し、持続的な発展に寄与する国際競争拠点を形成していくことを目標とする。</p> <p>【グリーンアジア国際戦略総合特区】 世界の環境課題対応先進国として我が国が培ってきた、都市環境インフラ関連産業や技術をパッケージ化してアジアの諸都市に提供するとともに、グリーンイノベーションの新たな創造を更に推し進め、アジアの活力を取り込み、アジアから世界に向けて展開し、アジアとともに成長することを目指す。</p>		
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>国際戦略総合特区に指定された6特区においては、特別償却又は税額控除の制度を活用すること等により、我が国の経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積が促進され、企業収益力・国際競争力の強化に向けた環境が整備されつつあり、大きな成果が得られている。</p> <p>このうち、本税制措置を適用して特区目標の達成を目指す4特区については、上述の国際競争力強化方針を踏まえ、特区内の産業の国際競争力強化を目指すため、特区の特性に基づきそれぞれ独自の目標を設定して取り組んでおり、かつ複数の目標を設定している。これらの目標のうち、特区自治体が特に本税制措置の目標として掲げるもので、政策目標の達成状況を見ていくこととする。</p> <p>○京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 評価指標：特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果 数値目標：特区関連事業の進出企業及び機関数 令和4年度～令和7年度 累計：50件 令和3年度～6年度適用数：4法人(延べ6事業)</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">特区目標(累計の進出企業及び機関数)</td> </tr> </table>		特区目標(累計の進出企業及び機関数)
	特区目標(累計の進出企業及び機関数)			

	適用事業数(件)	目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和3年度	3	—	—	—
令和4年度	3	6	8	0
令和5年度	0	8	8 (16)※	0
令和6年度	0	12	12 (28)	0
令和7年度 (見込)	0	12	—	—
令和8年度 (見込)	1	12	—	—

※()内は各年度の実績値を足し上げた累計値。

○アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区

評価指標：中部地域における航空宇宙産業の生産高

数値目標：10,818 億円(令和元年度)→10,818 億円(令和7年度)

※令和7年度までに令和元年度(コロナ前)まで回復

令和3年度～6年度適用数：5法人(延べ6事業)

(単位:億円)

	適用事業数(件)	特区目標(推計生産高)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和3年度	2	10,818	6,843	0.3
令和4年度	0	10,818	6,146	0
令和5年度	2	10,818	7,339	0.9
令和6年度	2	10,818	精査中	精査中
令和7年度 (見込)	4	10,818	—	—

○関西イノベーション国際戦略総合特区

評価指標：研究結果による効果

数値目標：特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数

平成23年度～令和8年度の累積件数63件

令和3年度～6年度適用数：3法人(延べ7事業)

(単位:件)

	適用事業数	特区目標(累計の薬事申請数)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和3年度	3	33	52	9
令和4年度	2	51	54	9
令和5年度	1	54	55	10
令和6年度	1	57	58	13
令和7年度 (見込)	2	60	—	—
令和8年度 (見込)	1	63	—	—

○グリーンアジア国際戦略総合特区

評価指標：当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高

数値目標：年間売上高

		<p>約 0.2 兆円（平成 22 年 12 月）→約 5.71 兆円（令和 7 年） 令和 3 年度～ 6 年度適用数：17 法人（延べ 24 事業） （単位：百億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">適用事業数(件)</th> <th colspan="3">特区目標(年間売上高)</th> </tr> <tr> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>うち税制適用事業者分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>8</td> <td>424</td> <td>323</td> <td>288</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>5</td> <td>461</td> <td>321</td> <td>288</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>6</td> <td>497</td> <td>396</td> <td>363</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>5</td> <td>534</td> <td>350</td> <td>313</td> </tr> <tr> <td>令和7年度 (見込)</td> <td>8</td> <td>571</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記指標等は、内閣府における、本税制措置を適用した事業者が所在する特区関係自治体向け調査に基づくものである。設備導入年度の財務状況によっては、本税制措置を受けられない事業もあるが、投資に対するインセンティブ措置であるため、当該税制に係る申請を行った事業者のデータを含んでいる特区がある。</p>		適用事業数(件)	特区目標(年間売上高)			目標値	実績値	うち税制適用事業者分	令和3年度	8	424	323	288	令和4年度	5	461	321	288	令和5年度	6	497	396	363	令和6年度	5	534	350	313	令和7年度 (見込)	8	571	—	—
	適用事業数(件)	特区目標(年間売上高)																																	
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分																															
令和3年度	8	424	323	288																															
令和4年度	5	461	321	288																															
令和5年度	6	497	396	363																															
令和6年度	5	534	350	313																															
令和7年度 (見込)	8	571	—	—																															
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用見込み事業者数】 令和 8 年度：10 法人 令和 9 年度：6 法人</p> <p>（適用事業者の範囲） 総合特別区域法に基づき、認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行う指定法人</p>																																	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本税制措置については、我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、民間事業者の活力を最大限引き出すうえで必要な機能を備えた拠点を形成するための成長エンジンとなる産業・企業等の集積を促進することができる。</p> <p>このような産業・企業の集積は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる本税制措置を講じることが効果的である。</p>																																	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生 2.0 特区推進事業 令和 8 年度要求額 810 百万円 ・ 総合特区推進調整費 令和 7 年度予算額 4 百万円 令和 8 年度要求額 4 百万円 ・ 総合特区支援利子補給金 令和 7 年度予算額 290 百万円 地方創生支援利子補給金 (仮称) 令和 8 年度要求額 636 百万円の内数 																																	

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>地方創生 2.0 特区推進事業は、新たな規制・制度改革の実現（規制の特例措置の創設等）のために必要となる調査・実証等を推進するもの。 総合特区推進調整費は、地域の主体的取組を支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて用途を確定し、関係府省に移し替えて執行するもの。 利子補給金は、先駆的な研究開発や革新的な事業等を金融面から支援するもの。 一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略総合特別区域計画」に記載された事業に対し、上記の財政支援及び本税制措置等を一体として後押しするもの。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>我が国の経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。 なお、本税制措置の対象は、国際戦略総合特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する設備等に限定されており、必要最小限の措置である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(適用件数) 税額控除 令和3年度：7 法人 令和4年度：4 法人 令和5年度：3 法人 令和6年度：8 法人</p> <p>特別償却 令和3年度：3 法人 令和4年度：なし 令和5年度：1 法人 令和6年度：なし</p> <p>(減収額) 税額控除 令和3年度：3,989 百万円 令和4年度：50 百万円（前回要望時見込み額 238 百万円） 令和5年度：352 百万円 令和6年度（見込み）：442 百万円</p> <p>特別償却 令和3年度：51 百万円 令和4年度：なし（前回要望時見込み額 なし） 令和5年度：12 百万円 令和6年度（見込み）：なし</p> <p>※出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書（令和7年2月国会提出）」 なお令和6年度については特区に調査した見込み値。</p>
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>① 租税特別措置法の条項：42 条の 11 ② 適用件数：18 件 ③ 適用額：4,232,257 千円</p>

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>認定国際戦略総合特区計画に定められた事業数及び租税特別措置の適用法人数は着実に増加し、各特区の成長エンジンとなる産業・企業等の集積が進んでおり、本税制措置は、民間投資の活性化につながるとともに、産業の国際競争力の強化に寄与している。</p> <p>このように、本税制措置は、国内企業の事業創出・拡大誘因において、相応の役割を担っているといえ、政策目標の更なる推進のためには、本税制措置を延長し、民間投資の活性化を一層広く誘導していくことが必要である。</p> <p><参考></p> <table border="1" data-bbox="564 465 1406 779"> <thead> <tr> <th></th> <th>主な活用分野</th> <th>適用事業数 (R3～R6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京浜ライフ</td> <td>高度な医療分野</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>アジア No. 1</td> <td>産業技術分野</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>関西イノベ</td> <td>高度な医療分野</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>グリーンアジア</td> <td>環境技術分野 産業技術分野</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>		主な活用分野	適用事業数 (R3～R6)	京浜ライフ	高度な医療分野	6	アジア No. 1	産業技術分野	6	関西イノベ	高度な医療分野	7	グリーンアジア	環境技術分野 産業技術分野	24
	主な活用分野	適用事業数 (R3～R6)															
京浜ライフ	高度な医療分野	6															
アジア No. 1	産業技術分野	6															
関西イノベ	高度な医療分野	7															
グリーンアジア	環境技術分野 産業技術分野	24															
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>															
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>認定国際戦略総合特区計画に定められた事業数及び租税特別措置の適用法人数は着実に増加しており、本税制特例は、民間投資の活性化につながるとともに、産業の国際競争力の強化に寄与している。</p>															
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度：創設</p> <p>平成 25 年度：拡充 (適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加)</p> <p>平成 26 年度：延長 (2 年間)</p> <p>平成 28 年度：見直しの上、延長 (特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した上で、2 年延長)</p> <p>平成 30 年度：延長 (2 年間) (特別償却及び税額控除の率、対象事業の範囲 (国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外) を見直した上で、2 年延長)</p> <p>令和 2 年度：延長 (2 年間) (対象事業の範囲 (水の確保が困難な地域における給排水システムの研究開発に関する事業、高度医療施設の近接の患者用宿泊施設の整備又は運営に関する事業、高度医療施設への外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業、映画等の文字等で特に付加価値の高いものの創作又は提供に関する事業及びプログラムを表現する文字等で特に付加価値の高いものの研究開発に関する事業を除外) を見直した上で、2 年延長)</p>																

	<p>令和4年度：延長（2年間） （対象事業の範囲（付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業を除外）を見直した上で、2年延長）</p> <p>令和6年度：延長（2年間） （特別償却率及び税額控除の率、対象事業の範囲（手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業、情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電磁的記録により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。）の研究開発に関する事業、高度な医療を提供する医療施設又は医療設備の整備又は運営に関する事業及び産業競争力強化法の産業競争力基盤強化商品の生産に関する事業を除外）を見直した上で、2年延長）</p>
--	--

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(内閣府沖縄振興局参事官 (調査金融担当))

項 目 名	東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長											
税 目	印紙税 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 47 条第 1 項、同法施行令第 37 条第 1 項第 1 号及び第 4 号並びに第 2 項第 2 号及び第 5 号)											
要 望 の 内 容	<p>(措置対象) 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等</p> <p>(措置内容) 沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和 7 年 6 月 20 日閣議決定)」を踏まえ、当該適用期限を 5 年間 (令和 12 年度まで) 延長することを要望する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">-</td> <td style="width: 20%;">百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: right;">(</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: right;">(</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	-	百万円	(制度自体の減収額)	(-	(改正増減収額)	(-
平年度の減収見込額	-	百万円										
(制度自体の減収額)	(-										
(改正増減収額)	(-										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、沖縄振興開発金融公庫が「東日本大震災復興特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、被災中小企業者等の資金繰りの円滑化及び事業の復興を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 日本政策金融公庫等では被災地域の事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の復興状況にあわせて、被災地域の資金需要に適切に応えていく必要性から「東日本大震災復興特別貸付」等に係る契約書の印紙税非課税措置の延長を予定している。</p> <p>沖縄振興開発金融公庫は、沖縄における政策金融機能を総合的・一元的に実施する総合政策機関としての機能を発揮するため、日本政策金融公庫等で措置されている制度と同様の措置を取る必要がある。</p> <p>また、現時点において非課税対象となっている特別貸付けが存在しており、当該顧客による契約更改 (条件変更) が行われることも想定されることから、非課税措置を延長することを要望する。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 10. 沖縄政策 施策 10. 沖縄振興に関する施策の推進
		政策の達成目標	沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付けを行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5年間（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付けを行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援する。
	政策目標の達成状況	沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等への資金繰りの支援に寄与している。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	非課税措置の適用により、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		印紙税の非課税措置は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の制定時より沖縄興開発金融公庫を含む各政府系金融機関において全国一律に適用されているところである。また、当該措置が適用される特別貸付けの対象者は、現在も存在していることから、今後、新規貸付が発生する可能性や、非課税措置の残債の条件変更（契約更改）の可能性がある。	

		<p>したがって、課税の公平性の観点から、引き続き、他の政府系金融機関と同様に措置する必要があるため、延長要望するものである。</p> <p>なお、当該非課税対象は東日本大震災に関する特別貸付けに限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。</p>																																																						
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>東日本大震災に関する特別貸付けの制度創設以降、以下5債権（債権総額 7,600 万円）が非課税措置対象となっており、その適用実績（非課税額）は 72,400 円である。また、非課税措置の適用対象となる残債権数・残債権額は、3債権・41,103 千円である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非課税額</td> <td>12,400</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th></th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非課税額</td> <td>40,000</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th></th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> <th>R5 年度</th> <th>R6 年度</th> <th>累計</th> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>非課税額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>72,400</td> </tr> </tbody> </table>		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	適用件数	2	—	—	1	—	非課税額	12,400	—	—	20,000	—		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	適用件数	2	—	—	—	—	非課税額	40,000	—	—	—	—		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	累計	適用件数	—	—	—	—	5	非課税額	—	—	—	—	72,400
		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																																																		
	適用件数	2	—	—	1	—																																																		
	非課税額	12,400	—	—	20,000	—																																																		
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度																																																		
	適用件数	2	—	—	—	—																																																		
非課税額	40,000	—	—	—	—																																																			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	累計																																																			
適用件数	—	—	—	—	5																																																			
非課税額	—	—	—	—	72,400																																																			
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租特透明化法の適用実態調査の対象外である。																																																							
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	非課税措置の適用により、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減に寄与した。																																																							
前回要望時の達成目標	沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付けを行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援する。																																																							
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付けを行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援した。																																																							
これまでの要望経緯	本措置は、東日本大震災の被災者等の租税負担の軽減等を図る目的で「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。令和3年度税制改正においては、令和3年3月末となっていた期限を令和8年3月末まで延長することを要望し、要望どおり延長された。																																																							

令和 8 年度 税制 改正 要望 事項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(内閣府日本学術会議事務局)

項 目 名	日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置	
税 目	所得税、相続税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>日本学術会議法（令和七年法律第 70 号）の成立により、令和 8 年 10 月 1 日に法人化される日本学術会議（以下「学術会議」という。）における安定的な財政基盤の確保に向けて、必要な税制上の所要の措置を講じるもの。 (※) 下記に記載のない、法人税法、所得税法、消費税法、印紙税法関係については、令和 7 年度要望にて要望済み。</p> <p>①寄附税制 法人化後の学術会議においては、財源の確保の手段の一つとして、学術の振興を目的とした寄附を広く募ることを想定しており、個人・法人からの学術会議への寄附にインセンティブを付与したく、個人・法人が行った寄附への特例措置・非課税措置を要望する。</p> <p>②収益事業の範囲に関する要望 法人化後の学術会議においては、調査研究等の受託事業を財源の確保の手段の一つとして行うことを想定しているが、同事業を法人税法上の収益事業から除くため、私立大学等の研究受託にかかる特例除外と同様の措置を要望する。</p> <p><該当条項> ①寄附税制 所得税関係：所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、所得税法施行令第 217 条第 2 号 相続税関係：租税特別措置法第 70 条第 1 項、租税特別措置法施行令第 40 条の 3 第 2 号 法人税関係：法人税法第 37 条第 4 項・法人税法施行令第 77 条第 2 号 ②収益事業の範囲に関する要望 法人税関係：法人税法施行令第 5 条第 1 項第 10 号の二</p>	
	平年度の減収見込額	— 百万円
	(制度自体の減収額)	(— 百万円)
	(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

学術会議は、「日本学術会議法（令和七年法律第70号）」の施行により、令和8年10月1日より特殊法人となる予定である。

日本学術会議法において、法人化後の学術会議は、「我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的」としている。

(2) 施策の必要性

我が国及び世界が直面する社会課題の複雑化・深刻化が進み、国民生活や政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきている中で、意思決定を行う政府にとってはもちろんのこと、社会や国民にとっても、学術会議の知見や役割はますます重要になってきている。

こうしたなか、学術会議の機能強化に向けて、その独立性・自律性を抜本的に高めることを目的とした「日本学術会議法」が第217回国会で成立し、令和8年10月1日の同法施行に伴い、学術会議は特殊法人となる。

同法は、審議の過程において、衆議院内閣委員会で、附帯決議案が提出され、この中では、「（略）日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、民間からの寄附金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。」とされているところ、賛成多数をもって、同法に対して附帯決議を付することが決した。（「日本学術会議法案に対する附帯決議」（令和7年5月9日衆議院内閣委員会））また、参議院内閣委員会においても、同趣旨の決議が採択されたところ（「日本学術会議法案に対する附帯決議」（令和7年6月10日参議院内閣委員会））。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）」においても「日本学術会議が、新法に基づき、学術の向上発達と社会課題の解決への寄与に向けて機能強化を進めることを支援する。」とされている。

法人化後の学術会議では、学術の振興を目的とした、個人・法人からの寄附を受け付けるほか、収益事業として調査研究等を受託するなどし、財源の多様化を図ることを検討しているところ、以上のような経緯をも踏まえ、学術会議に対する個人・法人からの寄附を一層促すため、また、財政面での自律を促進するため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 27. 日本学術会議 【施策】 32. 日本学術会議に関する施策の推進
		政策の達成目標	我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に係る者間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	法人化後の学術会議に対し寄附を行った個人や法人が税制上の優遇を受けられることは、寄附にインセンティブを付与する効果が期待される。また、法人化後の学術会議が行う調査研究等の受託事業が収益事業から除外されることで、法人設立当初に十分な収益があげられない場合であっても、少ない収益が法人税の支払により圧迫されることがないため、財政面での自律を促進する効果が期待される。 以上の効果は、法人化後の学術会議の安定的な財政基盤の確保に資することとなり、その独立性や自律性が確保された状態で、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するという学術会議の目的を達成することが可能になる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	学術会議への個人・法人からの寄附金について、以下の税制上の特例措置を要望。 ・ 寄附金を支出した場合に、一定額を所得割から控除（個人住民税） ・ 寄附金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人住民税、事業税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和8年度日本学術会議関連予算の概算要求

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>「日本学術会議法」では、「政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができる」とされている。一方で、学術会議が、財政基盤を多様化し、自律的な活動を拡大する可能性が広がることは、法人化によるメリットの1つであるとされていることから、国の予算措置に加えて、寄附金等により、法人の活動に必要な資金を確保することで、学術の向上発達を図るとともに、その独立性や自律性が確保された状態で、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することが可能になる。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>財政基盤を多様化し、自律的な活動を拡大する可能性が広がることは、法人化によるメリットの1つであるとされているが、税制上の措置を講じることで、学術会議が学術の向上発達を図るとともに、その独立性や自律性が確保された状態で、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するという政策目的が、果たされるので妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—	
	<p>これまでの要望経緯</p>	—	

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府地方創生推進事務局）

項目名	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善（適正化）に伴う所要の措置								
税目	法人税								
要望の内容	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成 28 年度から令和 9 年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。</p> <p>・ 特例措置の内容 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善等について必要な検討を行い、税制上の所要の措置を講じることを要望する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法第 42 条の 12 の 2 ・ 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 2 ・ 租税特別措置法施行規則第 20 条の 8 <table border="1" data-bbox="890 869 1495 1037"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ ▲1,700 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ ▲1,700 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ ▲1,700 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 本税制については、令和 5 年度に寄附金額は 470 億円、活用地方公共団体数は 1,536 団体となるなど活用が進んでいるほか、官民連携の効果的な取組も多く生まれている。</p> <p>一方、令和 6 年 11 月に寄附活用事業において、契約手続の公正性等に問題があると認め、福島県国見町の地域再生計画の認定を取り消した事案や、実態調査の結果を踏まえ、令和 7 年度から制度改善策を実施しているところであり、制度の健全な発展の観点から、更なる制度改善策（適正化）を講じた上で、より一層の活用促進に取り組む必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○地方創生 2.0 基本構想（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）</p> <p>4. 各主体が果たす役割</p> <p>（1）国の枠割</p> <p>④財政・金融による支援等</p> <p>さらに、<u>地域課題の解決に向けた民間資金の新たな流れを創り、企業の自主的な取組を促す必要がある。そのため、企業版ふるさと納税の更なる活用促進等を図るとともに、政策金融の活用や、地方公共団体と金融機関の連携を促進しながら、地方創生に資する利子補給制度の予算の一本化など資金ニーズに応じた柔軟な支援が可能となる仕組みなどを通じて、地域課題解決への金融機関の主体的な連携・参画を後押しする。</u></p> <p>○地方創生 2.0 基本構想 施策集（令和 7 年 6 月 13 日）</p> <p>第 1 章 政策の 5 本柱</p> <p>3. 人や企業の地方分散</p> <p>～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～</p> <p>（11）<u>企業版ふるさと納税の更なる活用促進等</u></p> <p>企業版ふるさと納税について、大半の地方公共団体で活用され、寄附実績も年々増加し、優良事例も生まれてきている。地方公共団体側の体制がおおむね整った状況を踏まえ、<u>今後は、関係省庁や経済団体等との連携をより深め、寄附企業の裾野を広げることで、地方への資金の流れをより一層創出するなど、企業版ふるさと納税の更なる活用促進等を図る。</u></p>
		政策の達成目標	<p>下記の観点を踏まえ、令和 9 年度までに、本税制を活用した事業（計画）の目標が十分に達成されることを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完 <p>達成目標に係る測定指標については、本税制の直接的な効果を把握するため、地方版総合戦略上の目標（KPI）とは別に設定する、各地方公共団体における本税制を活用した事業（計画）の目標の達成状況とする。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	3 年間（令和 7 年度～令和 9 年度）
		同上の期間中の達成目標	<p>本税制を活用した事業（計画）について、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答した事業（計画）を 8 割以上とする。</p> <p>また、上記目標を補完するものとして、本税制を活用したことのある累計地方公共団体数及び地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握する。</p>
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答した事業（計画）の割合（令和 5 年度実績） 81% ・本税制を活用したことのある地方公共団体数 1,536 団体（平成 28 年度～令和 5 年度累計） ・寄附額（平成 28 年度～令和 5 年度累計） 1,246.5 億円 		

有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置は、地方公共団体の行う地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合の優遇措置であり、企業の負担を軽減することにより、民間の資金を投入した地方創生事業が推進され、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されることが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	本税制の一層の活用促進を図るため、地方公共団体や民間企業等に向けた、制度内容や活用事例等に係る広報をさらに強化する。 【令和8年度概算要求】0.4億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	地方創生2.0の推進及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとするためには、地方公共団体や民間企業等に向けた広報を強化し、本税制の活用を一層促進する必要がある。
	要望の措置の妥当性	地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としており、地域再生基本方針においては地域再生の意義を「地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備することが重要である」としている。 本税制は、国と地方だけではなく、地方創生を実現する上でのステークホルダーとして企業を参画させ、持続可能な地方創生の取組につなげていくことに加え、地方公共団体間の競争を促進することを目的としていることから、地域再生法の目的及び地域再生基本方針における地域再生の意義に照らしても、本特別措置は極めて妥当であるということが出来る。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成28年度～令和5年度の適用実績は以下のとおり。 【平成28年度】 単体法人・・・56件、5,985千円 連結法人・・・2件、110千円 【平成29年度】 単体法人・・・109件、26,971千円 連結法人・・・7件、482千円 【平成30年度】 単体法人・・・164件、37,564千円 連結法人・・・6件、232千円 【令和元年度】 単体法人・・・176件、62,080千円 連結法人・・・12件、2,497千円 【令和2年度】 単体法人・・・358件、302,638千円 連結法人・・・14件、96,770千円

	<p>【令和3年度】 単体法人・・・922件、861,354千円 連結法人・・・26件、73,331千円</p> <p>【令和4年度】 単体法人・・・1,498件、1,272,063千円 連結法人・・・12件、58,949千円</p> <p>【令和5年度】 単体法人・・・2,470件、1,744,433千円</p>
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置の適用実績に同じ。
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	企業が寄附の依頼や事業への共感等を踏まえて地方公共団体に寄附することにより、観光振興や移住・定住、デジタル化などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このように、企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、民間のノウハウを取り入れることによる事業の質の向上をもたらし、地方公共団体における安定的な財源確保にも役立つほか、企業と地方公共団体の連携を強化するものとして効果的なものである。
前回要望時の達成目標	<p>達成目標については、以下の観点を踏まえ、令和9年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	これまでに本税制を活用したことのある地方公共団体は平成28年度～令和5年度の累計で1,536団体に上った。寄附額は同じく平成28年度～令和5年度の累計で1,246.5億円となるなど、本税制を活用した事業の目標の達成において大きな効果があったといえる。一方で、地方創生2.0の推進及び地方創生の更なる充実・強化のためには、引き続き本税制による後押しが必要である。
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度：新設 ・平成31年度：運用改善の実施 ・令和2年度：適用期間の延長及び税制優遇措置の拡充等 ・令和7年度：適用期間の延長

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当））

項 目 名	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化・子育て対応リフォームに係る特例措置の延長	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化・子育て対応）を含む増改築等を行った場合、以下の額（①+②）を工事年分の所得税額から控除する。</p> <p>①一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化・子育て対応）を行った場合、標準的な工事費用相当額の合計（耐震・省エネ^{※1}・三世帯同居・長期優良住宅化^{※2}・子育て対応：限度額250万円、バリアフリー：限度額200万円）の10% ※1 省エネ：太陽光発電設備設置時は350万円 ※2 長期優良住宅化：耐震及び省エネ改修を併せて行った場合は500万円</p> <p>②上記工事に係る標準的な工事費用相当額の合計のうち限度額超過分及びその他増改築等工事の費用に要した額の合計額分^{※3}の5% ※3 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつ①と②の合計1,000万円が限度</p> <p>【要望の内容】 特例措置の適用期限を2年間（令和9年12月31日まで）延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第41条の19の2、第41条の19の3 租税特別措置法施行令第26条の28の4、第26条の28の5 租税特別措置法施行規則第19条の11の2、第19条の11の3</p>	
	平年度の減収見込額	— 百万円
	(制度自体の減収額)	(— 百万円)
	(改正増減収額)	(— 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>性能向上リフォームを推進することにより、耐震性、バリアフリー性、省エネ性等に優れた良質で次の世代に資産として承継できるような住宅ストックを形成し、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。また、子育て世代の出産・子育てへの不安・負担軽減の観点から、三世帯同居や子育てに対応した住宅を希望する者が、実際に希望を実現できるような環境整備を図る。これらを通じて、豊かな住生活の実現と経済の活性化を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の住宅ストックは戸数的には充足する一方で、今後は総世帯数が減少傾向となっていくことが見込まれており、ストック活用型社会への転換が求められている。このためには、性能向上リフォームの適切な実施等により、既存住宅を安全で質の高い住宅ストックに更新するとともに、家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう三世帯同居に対応した優良な住宅や、家事負担の軽減等に資する子育てに対応した優良な住宅の整備・リフォームを行い、資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出することが重要である。</p> <p>この点、「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックの更新」や「子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進」に取り組むこととされている。</p> <p>このため、既存住宅の改修を行う者に対し、適切なインセンティブを与え、性能向上リフォームを促進することで、住宅ストックの質の向上を図り、リフォーム市場を活性化していく必要がある。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進 ・長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進 ・耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新 ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充 ○こども大綱（令和5年12月22日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。 ○こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。

			<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。 <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における省エネへの支援を進める ・子育て世帯への住宅支援に取り組む <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における断熱性能に優れた窓への改修やヒートポンプ等の高効率給湯器の導入に対する支援 <p>（政策評価体系における位置づけ）</p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>業績指標 6 既存住宅流通及びリフォームの市場規模</p> <p><耐震化></p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>業績指標 36 ①住宅の耐震化率</p> <p><バリアフリー></p> <p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>業績指標 11 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合</p> <p><省エネ></p> <p>政策目標 3 地球環境の保全</p> <p>施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>業績指標 24 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合</p> <p><長期優良化></p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>業績指標 4 認定長期優良住宅のストック数</p> <p><三世帯同居・子育て>（こども家庭庁より）</p> <p>政策目標 こども政策の推進</p> <p>施策目標 こども政策の総合的な推進</p>
--	--	--	--

		<p>具体的な目標 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円（令和12年） ・ 住宅の耐震化率 耐震性が不十分なものをおおむね解消（令和17年） ・ 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 25%（令和12年度） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 30%（令和12年度） ・ 認定長期優良住宅のストック数 約250万戸（令和12年度） ・ 「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 70%（令和10年）
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（令和8年1月1日～令和9年12月31日）</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 約13.3兆円（令和9年） ・ 住宅の耐震化率 95%（令和12年） ※期間中の達成目標は設定されていないが、期間後の直近の達成目標として上記が設定されている。 ・ 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 約22.4%（令和9年度） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約26.3%（令和9年度） ・ 認定長期優良住宅のストック数 約212万戸（令和9年度） ・ 「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 70%（令和10年）
	<p>政策目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12.3兆円（令和5年） ・ 住宅の耐震化率 90%（令和5年）

			<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 19%（令和5年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 19%（令和5年度） ・認定長期優良住宅のストック数 約174万戸（令和6年度） ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8%（令和5年）
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和8年 耐震：2,480件、バリアフリー：1,079件、省エネ：3,118件、三世帯同居：2,383件、長期優良住宅化：68件、子育て：1,244件</p> <p>令和9年 耐震：2,577件、バリアフリー：1,121件、省エネ：3,240件、三世帯同居：2,476件、長期優良住宅化：71件、子育て：1,293件</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	耐震性、バリアフリー性、省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導することや三世帯同居対応リフォームや子育て対応リフォームを促進することは、政策目標等の達成のために有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置（固定資産税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○住宅・建築物安全ストック形成事業（令和8年度予算概算要求額：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数）</p> <p>○環境・ストック活用推進事業（省エネ関係）（令和8年度予算概算要求額：47.79億円の内数）</p> <p>○住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（令和8年度予算概算要求額：333.6億円の内数）</p>
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、性能向上リフォーム等を推進する。
		要望の措置の妥当性	耐震性・バリアフリー性・省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導するため、また、三世帯同居対応リフォームや子育て対応リフォームの促進を図るため、その工事に係る負担を税制上軽減することは効果的である。
責 置 租 此 と 税 の 税 効 適 特 ま 果 用 別 だ に 実 措 の こ	租税特別措置の適用実績	<p>《令和4年》（適用件数、適用額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震 : 2,843件 ▲ 1,068百万円 ・バリアフリー : 814件 ▲ 147百万円 ・省エネ : 1,761件 ▲ 331百万円 ・三世帯同居 : 1,291件 ▲ 432百万円 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅化：49件 ▲ 9百万円 <p>≪令和5年≫（適用件数、適用額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震：2,215件（2,859件） ▲ 539百万円 ・バリアフリー：1,136件（818件） ▲ 331百万円 ・省エネ：1,684件（1,772件） ▲ 396百万円 ・三世帯同居：1,930件（1,298件） ▲ 680百万円 ・長期優良住宅化：42件（50件） ▲ 13百万円 <p>≪令和6年≫（適用件数、適用額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震：2,297件（2,876件） ▲ 783百万円 ・バリアフリー：999件（823件） ▲ 248百万円 ・省エネ：2,888件（1,782件） ▲ 665百万円 ・三世帯同居：2,207件（1,306件） ▲ 334百万円 ・長期優良住宅化：63件（50件） ▲ 12百万円 ・子育て対応：1,151件（782件） ▲ 307百万円 <p>※いずれも推計値 （括弧内の数値は前回要望時の適用見込み件数） （前回要望との乖離の理由） 前回要望時よりも、積算の元となる固定資産減額措置の適用件数に増減があったため。</p>
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 （手段として の有効性）	租税特別措置の適用件数は堅調に推移しており、本特例措置は、性能向上リフォーム等の促進に寄与している。
	前回要望時 の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 約13兆円（令和7年度） ・住宅の耐震化率 耐震性の不足するものをおおむね解消（令和12年） ・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 約21.7%（令和7年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約22%（令和7年度） ・認定長期優良住宅のストック数 約186万戸（令和7年度） ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合

		<p>27.8%（令和5年）→70%（令和10年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12.3兆円（令和5年） ・住宅の耐震化率 90%（令和5年） ・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 19%（令和5年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 19%（令和5年度） ・認定長期優良住宅のストック数 約174万戸（令和6年度） ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8%（令和5年） <p>政策目標の達成のためには、本特例措置を延長することで、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>
<p>これまでの 要望経緯</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●耐震 （投資型） 平成18年度：創設 平成21年度：5年延長・拡充・縮減 平成23年度：拡充・縮減 平成25年度：4年延長・拡充 平成27年度：1年半延長 平成28年度：2年半延長・拡充 令和4年度：2年延長・統合 令和6年度：2年延長 ●バリアフリー （投資型） 平成21年度：創設 平成23年度：2年延長・縮減 平成25年度：5年延長・拡充・縮減 平成27年度：1年半延長 平成28年度：2年半延長・拡充 令和4年度：2年延長・統合 令和6年度：2年延長 （ローン型） 平成19年度：創設 平成21年度：5年延長 平成25年度：4年延長・縮減 平成27年度：1年半延長

平成 28 年度：2 年半延長・拡充
令和 4 年度：統合

●省エネ
(投資型)

平成 21 年度：創設
平成 23 年度：2 年延長・縮減
平成 25 年度：5 年延長・拡充・縮減
平成 27 年度：1 年半延長
平成 28 年度：2 年半延長・拡充
平成 29 年度：拡充
令和 4 年度：2 年延長・統合
令和 6 年度：2 年延長

(ローン型)

平成 20 年度：創設
平成 21 年度：5 年延長
平成 23 年度：拡充・縮減
平成 25 年度：4 年延長・拡充・縮減
平成 27 年度：1 年半延長
平成 28 年度：2 年半延長・拡充・縮減
平成 29 年度：拡充
令和 4 年度：統合

●三世同居
(投資型)

平成 28 年度：創設
令和 4 年度：2 年延長・統合
令和 6 年度：2 年延長

(ローン型)

平成 28 年度：創設
令和 4 年度：統合

●長期優良住宅化
(投資型)

平成 29 年度：創設
令和 4 年度：2 年延長・統合
令和 6 年度：2 年延長

(ローン型)

平成 29 年度：創設
令和 4 年度：統合

●子育て対応

令和 6 年度：創設
令和 7 年度：1 年延長

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（政策調整担当））

項目名	第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始											
税目												
要望の内容	<p>第 1 次国土強靱化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策の検討を関係府省庁（注）において開始する。</p> <p>（注）関係府省庁は、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省</p> <table border="1" data-bbox="900 792 1503 960"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td></td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額		百万円	（制度自体の減収額）	（	百万円）	（改正増減収額）	（	百万円）
平年度の減収見込額		百万円										
（制度自体の減収額）	（	百万円）										
（改正増減収額）	（	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。</p> <p>「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度からの令和 1 2 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。</p> <p>国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策の検討を開始するものである。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定） 第2章 4. 国民の安心・安全の確保 (1) 防災・減災・国土強靱化の推進 国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。</p>
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
		前回要望時の達成目標	
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
	これまでの要望経緯	新規要望	

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(内閣府科学技術・イノベーション推進事務局)

項 目 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
税 目	<p>所得税 (租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6)</p> <p>法人税 (租税特別措置法第 42 条の 4、租税特別措置法施行令第 27 条の 4、租税特別措置法施行規則第 20 条)</p>
要 望 の 内 容	<p>我が国の成長力・国際競争力を高めるには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化が必要。特に、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化の時代」が到来しており、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資の拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフッティングな投資環境の整備等に向けた見直しを行う。</p> <p>○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型を創設</p> <p>○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究を追加</p> <p>○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化</p> <p>○税額控除の繰越制度の導入</p> <p>○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充</p> <p>○中堅企業に対するインセンティブの強化</p> <p>○試験研究費の範囲の明確化</p> <p>○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 (3 年間延長 (令和 10 年度末まで))</p> <p>○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長 (3 年間延長 (令和 10 年度末まで))</p> <p>○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長 (3 年間延長 (令和 10 年度末まで))</p> <p>○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長 (3 年間延長 (令和 10 年度末まで))</p> <p>○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の控除率及び控除上限の上乗措置の適用期限を延長 (3 年間延長 (令和 10 年度末まで))</p> <p>○中小企業等における控除率の見直し</p> <p>○中小企業者等の手続きの明確化 (試験研究費の算出に必要な証憑類の周知)</p> <p>○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ</p> <p style="text-align: right;">等</p>

		平年度の減収見込額 (精査中) 百万円 (制度自体の減収額) (▲947,900) 百万円 (改正増減収額) (23,000) 百万円	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 我が国の研究開発投資総額（令和5年度：22.0兆円）の大層を占める民間企業の研究開発投資（同：18.0兆円）を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約8割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。 一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。 また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 加えて、近年、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来し、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコルフットイングな投資環境の整備等に必要な税制措置を講じることが必要である。</p>		
	今回の要望（租税	合理性	政策体系における政策目的の位置付け 3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 ○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円

- ・ 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約 120 兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）

○経済財政運営と改革の基本方針 2025 [令和 7 年 6 月 13 日閣議決定]

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

（中堅・中小企業による賃上げの後押し）

中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100 億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

～略～

(4)先端科学技術の推進

我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化する。このため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤(Beyond 5G)、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 [令和 7 年 6 月 13 日閣議決定]

Ⅲ. 投資立国の実現

2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

1. 中堅企業の創出・成長加速

②中堅企業の研究開発・輸出の促進

～略～

同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。

V. 科学技術・イノベーション力の強化

1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援

研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。

このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。

○産業構造審議会経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理 ～成長投資が導く2040年の産業構造～ [令和7年6月3日]

IV. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策
(10)イノベーション・スタートアップ

③今後必要な施策

【国として重要な技術領域への一気通貫での集中支援】

(研究開発投資インセンティブの重点化・強化)

・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。

・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。

○産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会中間とりまとめ～「科学とビジネスの近接化」時代のイノベーション政策～ [令和7年4月17日]

3. 政策の方向性と具体的施策

(1) 戦略技術領域の特定と一気通貫支援

① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化

有望な先端的な科学領域への巨額の投資競争が進む現状を踏まえ、戦略的に重要な技術について、国が一步前に出て、企業によるリスク投資の呼び水としてのインセンティブ措置の強化を検討する。あわせて、国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。

<具体的施策>

・量子、AI、バイオ等の戦略的に重要な技術について、企業が研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化(予算、研究開発税制等)

・戦略技術領域に関する重要拠点の特定と企業が中長期目線で連携を深めていくためのインセンティブ施策の強化(予算、研究開発税制等)

・企業における博士を含む人材の活用促進のインセンティブの強化(予算、研究開発税制等)

・中堅企業の成長につながる研究開発投資のインセンティブ施策の強化(予算、研究開発税制等)

・国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブ施策の強化(予算、研究開発税制等)

③ 人材高度化・多様化とグローバル・タレントの獲得 イノベーションを進めるためには、多様な高度人材を育成・確保すると同時に、こうした人材が産学官を超えて共働することを促進する必要がある。そこで、トップクラスのエンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、産学官連携による人材育成の強化、企業における博士人材の活用促進、高度外国人材の呼び込みを進めるとともに、多様な経験によるイノベーションの加速に向けた産学間や大企業とスタートアップ間の人材交流を加速する。

<具体的施策>

～略～

・企業における博士人材の活用促進のインセンティブの強化(予算、研究開発税制等)、博士人材の活用促進に向けたガイドブックの普及

		<p>政策の達成目標</p>	<p>○2021年度～2025年度までの目標 官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p> <p>○2026年度以降の目標 2026年度(令和8年度)以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和7年度中を目途に第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本特例措置の目標についても同計画を踏まえて設定。</p> <p>《成果指標》 国内研究開発投資の総額</p> <p>《目標値》 官民合わせた研究開発投資の総額を2026年度より2030年度までに約120兆円(5年間)にする。(2026年度(令和8年度)以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和7年度中を目途に第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置についても同計画を踏まえ設定する。)</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設</p> <p>○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加</p> <p>○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化</p> <p>○税額控除の繰越制度の導入</p> <p>○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充</p> <p>○中堅企業に対するインセンティブの強化</p> <p>○試験研究費の範囲の明確化</p> <p>○中小企業等における控除率の見直し</p> <p>○中小企業者等の手続きの明確化(試験研究費の算出に必要な証憑類の周知)</p> <p>○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ</p> <p>(以上、適用期限の定めなし)</p> <p>○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長</p> <p>○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長</p> <p>○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗措置の延長</p> <p>○中小企業者等について、試験研究費が12%超増加した場合に控除率及び控除上限の上乗措置の延長</p> <p>(以上、令和8年4月1日～令和11年3月31日(3年間))</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>第7期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中</p>

		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>○官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にするとの達成目標に対して、2021年度～2023年度の研究開発投資総額の合計は約62.5兆円となっている。</p> <p>研究費の推移（兆円）</p> <table border="1" data-bbox="580 371 1477 609"> <thead> <tr> <th></th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> <th>2024年度※</th> <th>2025年度※</th> <th>合計</th> <th>目標値 (2021～2025年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>19.7</td> <td>20.7</td> <td>22.0</td> <td>- (23.4)</td> <td>- (24.9)</td> <td>62.5 (110.7)</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2024年度は科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。</p> <p>企業の自己負担研究費（兆円）</p> <table border="1" data-bbox="580 833 1270 972"> <thead> <tr> <th></th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> <th>2024年度</th> <th>2025年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業</td> <td>15.7</td> <td>17.0</td> <td>18.0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>[出典：2024年（令和6年）科学技術研究調査（総務省）]</p>		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※	2025年度※	合計	目標値 (2021～2025年度)	総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	企業	15.7	17.0	18.0	-	-
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※	2025年度※	合計	目標値 (2021～2025年度)																								
総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120																								
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度																										
企業	15.7	17.0	18.0	-	-																										
	有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>○令和8年度適用件数見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型 9,650件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,016件／事業年度 ・オープンイノベーション型 2,941件／事業年度 <p>研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内(2022)）によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p> <p>以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。</p>																												
	相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>なし</p>																												
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定</p>																												

予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である。税制措置とは支援目的と対象が異なる。
 なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。

民間研究開発投資に対する政府支援の割合

	研究開発税制等	補助金等	合計
日本	5.89%	1.85%	7.74%
米国	5.20%	3.90%	9.10%
英国	15.05%	5.13%	20.18%
独国	0.19%	3.52%	3.71%
仏国	19.48%	9.39%	28.87%
韓国	5.65%	4.91%	10.56%
中国	12.54%	2.40%	14.94%
OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%

(出典：OECD Government direct funding and tax support for business R&D, 2023 As a percentage of BERD)

※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を2019年可決、2020年1月から施行。

上記の予算上の措置等と要望項目との関係

要望の措置の妥当性

・革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

・研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和3年度税制改正、令和5年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。

・しかしながら、2021年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第6期基本計画中に約120兆円）とは乖離がある状況（第1回総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会（令和6年12月24日））。このため、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で図った上で延長をすることが妥当。

・科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来。各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わ

			<p>ず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコルフッティングな投資環境の整備等が必要。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>① 減収額実績（うち、資本金1億円以下の法人分）</p> <p><一般型> 令和3年度 6,120億円（159億円） 令和4年度 7,255億円（422億円） 令和5年度 8,994億円（542億円）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 令和3年度 256億円（254億円） 令和4年度 241億円（237億円） 令和5年度 258億円（250億円）</p> <p><オープンイノベーション型> 令和3年度 151億円（6億円） 令和4年度 141億円（12億円） 令和5年度 226億円（14億円）</p> <p>② 適用件数（うち、資本金1億円以下の法人分）</p> <p><一般型> 令和3年度 3,556件（1,005件） 令和4年度 8,014件（4,091件） 令和5年度 9,047件（4,910件）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 令和3年度 5,558件（5,542件） 令和4年度 5,636件（5,624件） 令和5年度 5,638件（5,624件）</p> <p><オープンイノベーション型> 令和3年度 593件（287件） 令和4年度 2,752件（1,351件） 令和5年度 3,120件（1,974件）</p> <p>（出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>		<p>① 租税特別措置法の条項 42条の4</p> <p>② 令和5年度適用件数（うち、資本金1億円以下の企業分） (1) 一般型 : 9,047件（4,910件） (2) 中小企業技術基盤強化税制 : 5,638件（5,624件） (3) オープンイノベーション型 : 3,120件（1,974件）</p> <p>③ 令和5年度適用額（うち、資本金1億円以下の企業分） (1) 一般型 : 8,994億円（542億円） (2) 中小企業技術基盤強化税制 : 258億円（250億円） (3) オープンイノベーション型 : 226億円（14億円）</p>

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>○企業の自己負担研究費の推移（うち、資本金 1 億円未満の企業分）</p> <p>平成 26 年度 147,388 億円（4,887 億円） 平成 27 年度 147,727 億円（4,061 億円） 平成 28 年度 143,075 億円（4,419 億円） 平成 29 年度 149,863 億円（3,849 億円） 平成 30 年度 154,369 億円（3,585 億円） 令和 元年度 154,473 億円（4,010 億円） 令和 2 年度 152,236 億円（4,358 億円） 令和 3 年度 156,567 億円（4,815 億円） 令和 4 年度 169,982 億円（7,570 億円） 令和 5 年度 180,151 億円（5,466 億円） （出典：総務省「科学技術研究調査」）</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>目標期間中であるが、官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円（5 年間）にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円（3 年間）。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分…25%税額控除 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分…25%税額控除 昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除 昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費として特別加算 平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 （共同試験研究促進税制の創設） 平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （国際共同試験研究促進税制の創設） 平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を追加） 平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加） 平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改組。</p>	

		特別税額控除限度額を当期の法人税額の12%相当額（特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人税額の14%相当額）に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。
平成13年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成15年度	拡充	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度（総額型）の創設。
平成18年度	拡充	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。
	縮減	税額控除率の2%上乘せ措置の廃止。
平成20年度	拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度（増加型）の創設。
		売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設。
平成21年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	（経済対策）総額型等について①控除上限の引上げ（20%→30%）、②税額控除限度超過額の平成23、24年度への繰越控除を措置（22年度末まで）。
平成22年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を2年間延長（23年度末まで）。
平成23年度	縮減	総額型の控除上限を20%から30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	（平成23年6月再つなぎ法） 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げる措置を延長（23年度末まで）。
平成24年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を2年間延長（25年度末まで）。
平成25年度	拡充	総額型の控除上限の引上げ（20%→30%）（26年度末まで）
平成26年度	拡充	増加型・高水準型の適用期限を3年間延長（28年度末まで）
		増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み（最大30%まで）に改組。
平成27年度	拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度（OI型）をあわせ、控除上限を30%（総額型25%、OI型5%）にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。

	<p>OI型について、①控除率の引上げ（12%→20%/30%）、②対象費用の拡大（中小企業者等からの知財権の使用料の追加）。</p>
平成 29 年度	<p>縮減 繰越控除制度の廃止。</p> <p>拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率の変動する仕組みを導入（控除率の一部は30年度末まで）。売上高試験研究費割合が10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30年度末まで）。中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30年度末まで）。試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。</p>
令和 元年度	<p>延長 OI型の要件を緩和。</p> <p>拡充 高水準型の適用期限を2年間延長（30年度末まで）。</p> <p>特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ（5%→10%）、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ</p> <p>総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。</p> <p>高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和2年度末まで）。</p> <p>ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。</p>
令和 3 年度	<p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで）</p> <p>拡充 一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げ（2年間）</p> <p>※2020年2月1日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。</p> <p>一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。</p> <p>自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。</p> <p>特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。</p>
令和 5 年度	<p>縮減 特別試験研究費について、50万円超の共同研究に限定。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）</p> <p>拡充 一般型試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強化。</p>

	<p>ビッグデータやAI等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、既存データを活用する場合も対象に追加。特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高度研究人材の活用を促す措置を追加。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を3年間延長（令和7年度末まで）</p> <p>令和6年度 縮減 試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除く。一般型について、増減試験研究費割合が0に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すとともに、税額控除割合の下限を1%から0%に引き下げ。</p>
--	--